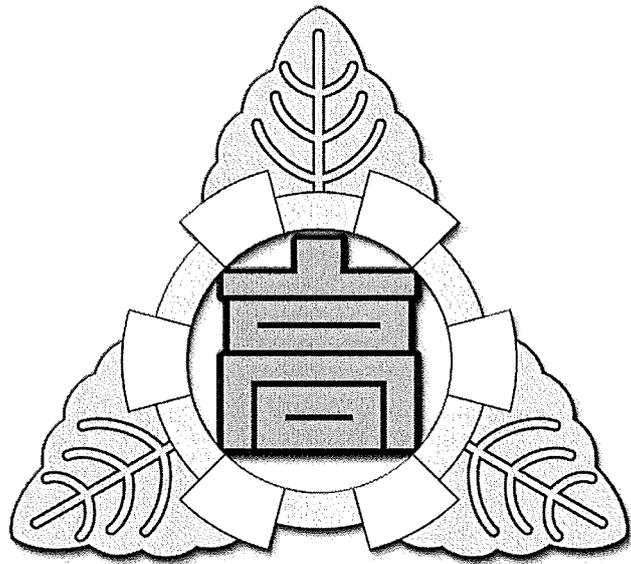


平成31年度

防災マニュアル

～災害発生時における生徒の安全を確保するために～



宮城県石巻工業高等学校

目 次

<震災メモ>地震の震度・津波，津波警報・注意報の種類（気象庁資料抜粋）	1
<参考>津波からの避難について（石巻市：平成 26 年 9 月交付）	2
I 組織と任務	
1 基本編制図	3
2 各班の任務	3
II 対処要領	
1 対処のポイント	4
2 対処の基本要領	4
3 具体的対処の例	6
4 生徒・教職員への情報提供と安否確認	11
5 近隣への支援対処	11
6 防災用備蓄資材等	11
III 防災教育と訓練	
1 防災教育	12
2 防災訓練	12
3 地域連携	12
IV 避難所の運営	
1 指定避難所となった場合	12
2 避難者の受け入れ	12
3 避難所運営	12
V 非常災害時職員配備計画	
1 管理職および事務職員の配備計画	12
2 教育職員の配備計画	12
3 出張中の場合	12
VI 防災計画関係資料	
1 宮城県教育委員会災害対策基本要領（抜粋）	13
2 災害時における教職員の動員体制	17
3 教職員緊急連絡網	19
4 避難経路図	20
5 災害対応マニュアル 心のケア	22
6 避難所運営マニュアル	24
7 避難所用備蓄物品一覧	26
8 管理棟 3 階食堂脇倉庫 備蓄品配置図	27
9 大規模地震時における対応について	28
10 火気取締管理責任者一覧	31
11 暴風警報発令時の対応について	32
12 災害時における避難所としての対応について	34
13 原子力災害時における避難計画について	38
14 石巻市地域防災計画資料編（原子力災害対策編目次抜粋）	44
15 学校再開に向けた対応	46
16 弾道ミサイル発射に係る Jアラート等作動時の行動について	48

<震災メモ>地震の震度・津波について

☆ 地震の震度と被害（気象庁震度階級）

震度 5 強	物につかまらなると歩くことが難しい。 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 固定していない家具が倒れることがある。
震度 6 弱	立っていることが困難になる。 固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
震度 6 強	這わないと歩けない。飛ばされることもある。 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 大きな地割れが生じたり、大規模な地滑りや山林の崩壊が発生することがある。
震度 7	耐震性の低い木造建造物は傾くものや倒れるものがさらに増える。 耐震性の高い木造建造物でもまれに傾くことがある。 耐震性の低いコンクリート造の建物では倒れるものが増える。

☆ 津波警報・注意報の種類（気象庁ホームページ 平成25年3月7日正午から、新しい津波警報の運用を開始しました。）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

<参考> 津波からの避難について（石巻市：平成26年9月交付）

津波避難、徒歩避難の必要性

- ・津波の被害を受けた堤防はまだ復旧していません。堤防が完成した後であっても、実際の津波の高さが堤防の高さを上回る可能性があります。だから、迅速な避難が必要です。
- ・東日本大震災では、大渋滞が発生し大勢の方が車内で被災されました。津波が来る前の地震による建物や電柱の倒壊、陥没等で道路が遮断されることも考えられます。だから、できるだけ徒歩で避難してください。

気象庁から発表される「津波警報」と石巻市が発令する「避難指示」は連動しています。

津波警報等の種類	石巻市からの指示等	避難対象地域
大津波警報	避難指示	東日本大震災時の津波浸水地域
津波警報		
津波注意報	海浜、河口、港湾等から離れる	

津波警報等が発せられたら（東日本大震災時の津波浸水地域内にいる方）

1. 高台や津波避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難しましょう。
2. 近くに高台がない場合や避難に遅れた場合は、緊急一時避難所、津波避難ビルなど建物の上階に避難しましょう。（下記参照）

	津波浸水	場所または建物	避難生活	津波に対する安全度
津波避難場所	浸水リスク低い	公園・野外	不可	
避難生活避難所		学校・公共施設	可	
緊急一時避難所	東日本大震災で浸水したエリア		不可（注）	
津波避難ビル		民間ビル	不可	

注）学校については、地震・津波被害の程度等、安全性が確認されてから「避難生活を送るための避難所」として継続して使用できる場合があります。

■とにかく、より安全な場所に避難することです。地域、各家庭などにおいてあらかじめどこに避難するか決めておきましょう。

津波に関する情報の伝達について

津波に関する情報は、防災行政無線、石巻市災害情報メール配信サービス（事前登録が必要）、エリアメールでお知らせいたします。

■防災行政無線、メール配信サービスについては、発災時は必ず提供できるものとは限りません。

強い地震または弱くても長い時間の揺れを感じたら、津波警報や避難指示を待つことなく、直ちに避難しましょう。

■石巻市災害情報メール配信サービス登録用アドレス■

本庁地区	is1-entry@my.e-msg.jp	河北地区	is2-entry@my.e-msg.jp
雄勝地区	is3-entry@my.e-msg.jp	河南地区	is4-entry@my.e-msg.jp
桃生地区	is5-entry@my.e-msg.jp	北上地区	is6-entry@my.e-msg.jp
牡鹿地区	is7-entry@my.e-msg.jp		

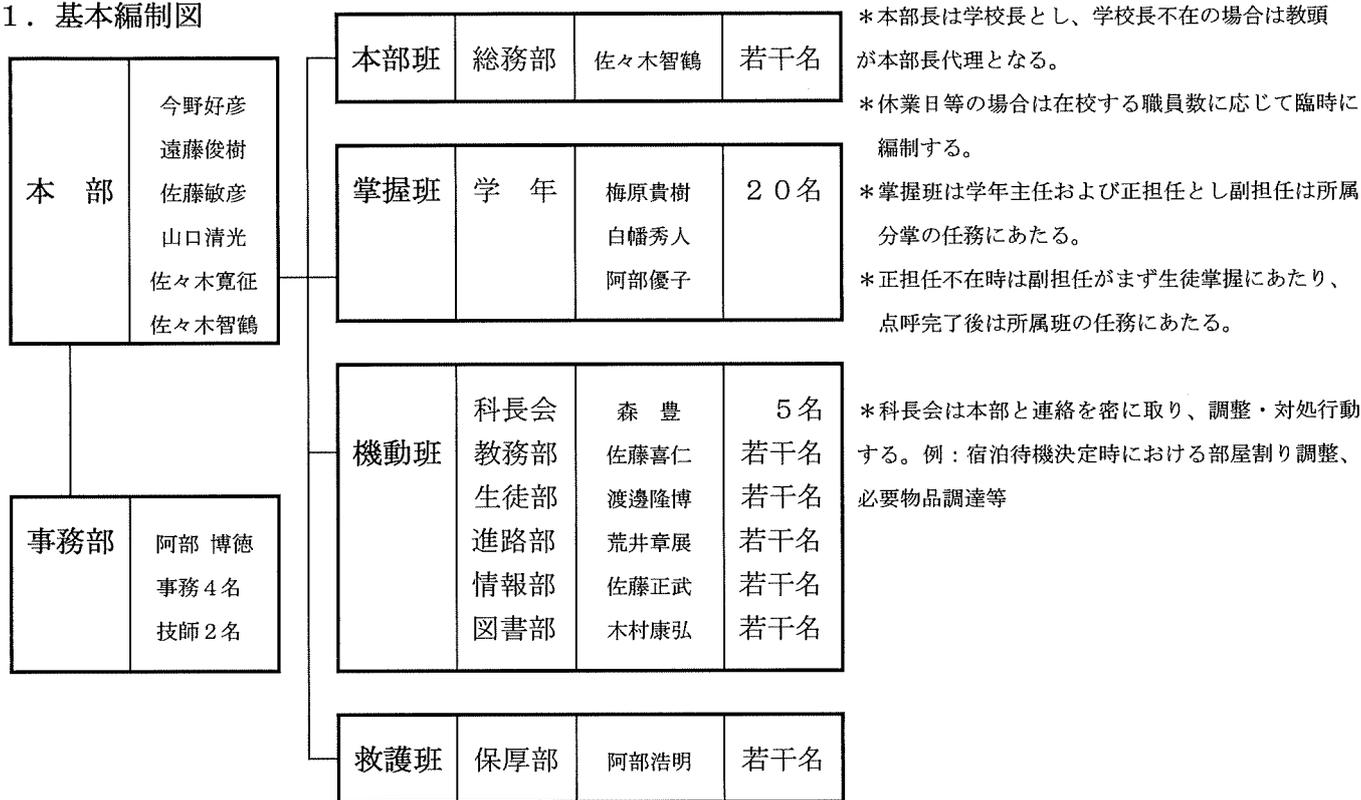
登録方法： [空メールを送信] → [登録確認のメールが届く] → [そのまま返信]
→ [登録完了のメールが届く]

I. 防災組織と任務

班名 担当部 責任者 人員

宮城県石巻工業高等学校

1. 基本編制図



2. 各班の任務

*各種必要物品は2階以上での保管が望ましい。

班	主 な 任 務	主 な 必 要 物 品 例
本部	(1) 対処方針の決定と各班の指揮 (2) 在籍職員の確認と状況に応じた班編成変更の指示 (3) 避難所としての運営の確認	トランシーバー、ラジオ、テレビ、ホワイトボード テント、シート
本部班	(1) 本部設置（場所：2階大会議室） (2) 外部情報の収集（津波・原発等） (3) 校内状況の整理と記録	サーチライト 学校要覧（出身中学分布図） パソコン、プリンタ、デジタルカメラ、記録紙
事務部	(1) 避難指示放送、消防等への通報、外部機関との連絡・対応 (2) ライフライン被害状況の確認、非常用機器動作の確認 (3) 断水時はトイレ使用箇所を制限	発電機、懐中電灯、乾電池、ガソリン、ドラムコード、延長コード、ろうそく、トランシーバー
掌握班	(1) 学年主任・担任は避難開始時に在校生数を確認 (2) 避難場所で点呼をとり人員を確認し本部に報告 (3) 点呼完了後に生徒の動態把握し必要人員以外は他班を支援	生徒確認用名票、出席簿 生徒個人写真帳、トランシーバー、拡声器・三脚（大型・小型）
機動班	(1) 避難終了後に校舎内の生徒の捜索および被害状況の確認 (2) 取り残された負傷者等の救助、火災発生時の消火活動 (3) 被害状況に応じて宿泊待機に必要な資材等の準備・設営	トランシーバー、校舎配置図、消火器・簡易トイレ、ヘルメット、軍手、照明機器、ゴムボート×2
救護班	(1) 救急医薬品の持ち出し (2) 救護所の設営（場所：保健室または待機場所） (3) 負傷者の手当、病院への搬送	救急医薬品、マスク 担架、毛布、トランシーバー

II. 対処要領

1. 対処のポイント ～混乱や被害を最小限にとどめ効果的な対処を行うための原則～

- (1) 正確な情報の集約と共有 → 本部へのすみやかな情報伝達と情報の表示・掲示
- (2) 方針決定と指揮の一元化 → 本部の判断と指示に基づく組織的な対処行動

2. 対処の基本要領 ～非常災害が発生した場合にとるべき対処行動の基本原則等

- (1) 対処の流れ（対処措置 ① → ② → ③ → ④）の4段階

<地震発生> ▢（地震発生直後の安全確保行動）

① 安全確保措置 ↓	各場所での直接指示	各所職員	安全確保のための行動を指示 ・ 第1避難場所：校庭 ・ 第2避難場所：体育館 ・ 第3避難場所：校内実習棟各実習室 ・ 第4避難場所：校内各教室 他
	放送による一斉指示	事務部	



▢（避難開始から生徒の安全確保および被害状況確認完了まで）

② 初動措置 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	対処態勢の確立	本部班	対策本部設置・編成指示・情報収集 一般避難者の受入決定
		各班	作業ごとのチーム編成
	生徒の掌握	掌握班	整列 → 点呼 → 人員確認
		機動班	校内の搜索
	安全の確保		機動班
		被害状況の確認	事務部
一般避難者の誘導			

▢（下校開始から大半の生徒の下校完了まで）

③ 待機措置 ↓ ↓	校内待機・態勢確立	機動班	資材等の確認・設営
	生徒掌握・安全確保	掌握班	生徒の状況掌握、保護者への引き渡し
	救護活動	救護班	負傷者の手当、病院への搬送



▢（帰宅困難生徒の宿泊待機開始から完全下校完了まで）

④ 宿泊待機措置	宿泊待機・態勢確立	機動班	備品等の確認・設営
	生徒掌握	宿泊職員	生徒の状況掌握
	安全確保	事務部	保護者への連絡
	救護活動	救護班	負傷者の手当、病院への搬送

(2) 対処行動 → 各自が各所でバラバラに動くのではなく本部の指揮により組織的に対処する。

1) 対処態勢確立

- ① 職員の招集と人員確認
- ② 指揮及び情報集約の一元化

2) 生徒掌握と安全確保 → 在校している生徒数および生徒氏名の確実な把握と安全の確保を行う。

- ① 掌握班は避難場所に待機し避難してくる生徒を整列させ点呼をとる。
- ② 授業中の場合は出席簿により生徒を確認しながら人員を確認し行方不明者の有無を把握する。
- ③ 放課後の場合は出席簿により在校している生徒を確認する。
- ④ 機動班は避難終了後に校内を搜索し取り残された生徒の有無を確認する。
- ⑤ 救助を要する負傷者がいる場合は救助班が速やかに救助する。

3) 待機措置

- ① 授業を打ち切り安全が確認できるまで待機させる。
- ② 放課後また休日の場合は原則として保護者と確認がとれてから全員下校させる。
- ③ 徒歩で帰宅可能な生徒は原則として保護者と確認がとれてから下校させるが、天候状況や生徒の体調により適切に判断する。
- ④ 家族の迎えを待つ生徒やだちに下校することが困難な生徒は校内で待機させる。
- ⑤ 避難場所または待機場所の安全性や生徒の健康状態について注意を払う。

4) 被害状況把握

- ① 被害状況を正確に把握しその後の適切な対処にいかす。→ ラジオ、車のワンセグなど
- ② 事務部は特にライフラインの被害状況および危険箇所の確認をする。
→ 危険箇所があれば立ち入り禁止の措置をとる。(特に火気使用場所や薬品保管場所等の確認)

5) 停電・断水時の対処

- ① 飲用水の確保 → 受水槽に最大45tの貯水があり停電時でも水道は一定時間は利用可能
- ② トイレ使用箇所の制限 → 雨水槽からの揚水もしくは貞山運河からの揚水(バケツリレー)
- ③ 暖房についてはダルマストーブを使用する。

6) 宿泊待機の態勢確立

- ① 待機が夜間におよび下校が極めて困難または危険と思われる生徒は校内で宿泊待機させる。
(周辺地域及び本校敷地内への津波による浸水時も含む)
- ② ライフラインの被害状況や天候等に応じて長時間の待機に必要な資材等を設営する。
- ③ 800名程度が2泊するのに必要な備品・物資を備蓄し宿泊可能な職員が宿泊して対処する。
- ④ 生徒・教職員の宿泊場所は原則として管理棟及び実習棟2階以上の教室を使用する。
(避難所として避難者を受け入れた場合、教室棟2階以上の教室は避難者が使用する)
- ⑤ 保存食800名×2日分を備蓄し状況に応じて使用する。
- ⑥ 余震や火災の発生等の2次災害ならびに生徒の健康状態に留意する。

(3) 対処に必要な物品の保管場所 → 電話・放送機器・鍵・燃料など

1) 電話の発信規制時に優先的に接続される回線 0225-22-6338 (停電時も使用可能)

2) 停電時の機器の作動 (以下の機器はバッテリーにより一定時間は作動する)

- ① 緊急用事務室 PHS 電話 070-6558-8968
- ② 緊急用事務室 PHS 電話 070-6558-4738
- ③ 事務室の非常放送装置は約20分間作動

3) 非常災害時に必要となる鍵の保管場所 → 事務室専用鍵箱 (マスターキー)

3. 具体的対処の例

(1) 平日授業中の対処例 [地震・津波]

- 1) 3月中旬の6時間目の授業、気温は低く雪が降り始める。
- 2) 公共交通機関は運行停止、道路は渋滞し、外部との電話連絡は不通である。
- 3) 地震により備品等が落下・倒壊して負傷者が発生する。停電・断水になったが火災は発生せず。

<状況>	対処行動 ▲：本部長の判断または指示、○：教職員の対処行動、■：口頭または放送による指示 ●：生徒の行動として特に重要なもの
<p>14:00 ～地震発生～</p> <p>14:02 安全確保措置</p>	<p>○ 各所の職員はその場にいる生徒に対して<u>安全を図るための行動を指示</u>する。 → 揺れがおさまるまで机の下に身を隠す。</p> <p>○ ドアを開放する等して<u>出口を確保</u>する。</p> <p>■ 放送による指示 <事務部> 「落下物や倒壊物やガラスなどに注意してその場で身の安全を守りなさい！」 「火気を使用している場合は揺れが収まってから注意して消火しなさい！」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 生徒はまず落下物や倒壊物や割れた窓ガラスなどから身を守る行動をとる。 机の下にもぐる、窓から離れる、火気から離れる、姿勢を低くし頭を防護する。 ● 生徒は周囲の状況を冷静に判断し落ち着いて静かに行動する。放送等による指示に注意する。(大きな悲鳴などは周囲を不安にしました指示が聞き取れなくなるので冷静になることが重要) </div>
<p>～揺れが収まる～</p> <p>14:05 初動措置開始</p>	<p>▲ 本部長は避難場所をグランドと決定</p> <p>■ 放送による指示 <本部班, 事務室> *停電時は事務室の非常放送装置を使用 「生徒・職員は周囲の状況に注意しながらただちにグランドに避難しなさい！」 「屋外を移動する際はできるだけ建物から離れて行動しなさい！」</p> <p>○ 各所の職員は生徒を誘導し原則として避難経路に従ってグランドに避難させる。</p> <p>○ 動けない負傷者がいる場合には現場に残り他の生徒に連絡させる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 生徒は静かにグランドに移動し学年・クラス単位に整列し点呼に備える。 </div>
	<p style="text-align: center;"><職員室等にいる職員の動き></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教頭(本部班員)は不在の職員を確認してから避難する。 ○ 本部班はトランシーバー・記録用紙などを持って避難する。 ○ 学年主任(掌握班)は出欠黒板によって在校している生徒数を確認して避難する。 ○ 掌握班は職員室に残っている出席簿を持って避難する。 ○ 機動班は安全用具・無線機・校舎配置図などを持って避難する。 ○ 救護班は担架および救急薬品を持って避難する。 </div>
<p>14:20 対処態勢確立</p> <p>14:30 <点呼完了></p>	<p>○ 教職員は避難場所ではまず学年単位に集合し点呼をとってから本部に報告する。</p> <p>○ 教頭は職員の不在状況に応じて対応組織の変更を指示する。</p> <p>○ 各班ごとに集合し任務に応じた係分担を決定する。</p> <p>○ 掌握班は生徒を整列させ点呼をとり行方不明者の有無を確認してから本部に報告する。</p>

14:35

<点検開始>

- ▲ 本部長は機動班に対して校内の搜索を指示
- 機動班は取り残された生徒の搜索および被害状況の確認を開始する。
- 事務部は特にライフラインの被害状況を確認する。
- 他の班はそれぞれの任務の準備を開始する。
- 機動班から校内に負傷した生徒が取り残されているとの連絡あり。
- 救助チームが救助に向かい負傷者を搬出する。
- 救護班が負傷者の手当を行い病院に緊急搬送の有無を判断し報告する。
- 生徒の掌握と安全確保と校内の被害状況把握が完了する。

15:00

初動措置終了

16:00

<下校開始>

- ▲ 本部長は保護者が迎えに来た場合に限り生徒を下校させることを決定する。
- ▲ また待機場所を体育館（講堂）とすることを決定する。
- ▲ また本部を事務室とし救護所を保健室とすることを決定する。
- 以下の事項を生徒に指示し下校させる

16:10

待機態勢準備開始

- 周囲の状況に注意しながら教室等に戻り下校の準備をすること
- 下校する生徒は掌握係職員に必ず報告してから下校すること
- いったん下校したが引き返してきた場合は必ず待機場所で掌握係に報告すること
- 周囲の状況に充分注意しながら安全に下校すること
- 直ちに下校できない生徒は下校の準備をして待機場所に移動すること

16:15

<待機生徒集合>

16:40

待機態勢確立

- 掌握班は避難場所において直ちに下校するか校内で待機するかを確認する。
- 職員は迎えの車の誘導や交通整理、生徒の相乗り帰宅方法まで確認する。

19:00

<下校一段落>

- 事務部は停電時の対処措置を実施する。
- 掌握班は待機場所の被害を復旧し待機場所を設営する。
- 校内が暗い場合は掌握班と機動班は本部と待機場所を発電機によるライトで照明する。
- 掌握班は以下の注意事項を生徒に指示し待機場所で生徒を掌握する。

- 下校する場合は掌握係職員に必ず報告してから下校すること。
- 何らかの理由で待機場所を離れる場合は掌握係職員に必ず報告すること。
- 飲用水やトイレ用の水を確保するため一時トイレの使用箇所を制限する。
→ 雨水槽の水をトイレ用に、受水槽の水を飲料水に使用できるように準備する。

▷大半の生徒が下校したが迎えを待つ生徒および帰宅が困難な生徒数十名が残留

19:00

宿泊場所準備開始

- ▲ 本部長は帰宅が極めて困難もしくは危険な生徒を宿泊待機させることを決定する。
* 宿泊待機場所は実習棟2階以上の教室とする。

19:30

宿泊場所態勢確立

- 機動班は宿泊待機措置を実施する。
- ▲ 本部長は必要最小限の宿泊可能な職員を残し他の職員に帰宅を指示する。
- 宿泊待機態勢に応じた臨時の班を編成
→ 本部班若干名、掌握班若干名、事務部若干名
- 非常食の配布

(2) 放課後・休日等の対処例〔地震・津波〕(放課後の各種資格講習、部活動、などを想定)

- 1) 放課後の各種資格講習、部活動などで多くの生徒が学校に残っている。
- 2) 公共交通機関は運行停止、道路は渋滞。外部との電話連絡は不通。
- 3) 地震により備品等が落下・倒壊し負傷者が発生。停電・断水したが火災は発生せず。
- 4) 管理職不在の時は協議して対策本部長を決めて対応しておく。

<状況>	対処行動 ▲：本部長の判断または指示、○：教職員の対処行動、■：口頭または放送による指示 ●：生徒の行動として特に重要なもの
11:00 ～地震発生～	○ 各所の職員はその場にいる生徒に対して <u>安全を図るための行動を指示</u> する。 ○ ドアを開放するなど <u>出口を確保</u> する。
11:02 安全確保措置	■ 放送による指示 <職員室または事務室にいる職員が放送する> 「落下物や倒壊物やガラスなどに注意してその場で身の安全を守りなさい！」 「火気を使用している場合は揺れが収まった後に注意して消火しなさい！」
11:05 ～揺れが収まる～	● 生徒はまず落下物や倒壊物や割れた窓ガラスなどから身を守る行動をとる。 → 机の下にもぐる、窓から離れる、火気から離れる、姿勢を低くし頭を防護する。 ● 生徒は周囲の状況を冷静に判断し落ち着いて静かに行動する。放送等による指示に注意する。
11:05 初動措置開始	● 動けない負傷者がいる場合には他の生徒が職員室に連絡する。
11:10 対処態勢確立	■ 放送による指示 <職員室または事務室にいる職員が放送する> 「生徒は次の指示があるまでその場で待機しなさい！」 「動けない負傷者がいる場合には他の生徒が職員室に連絡しなさい！」 「余震に備え周囲の状況に十分注意して落ち着いて行動しなさい！」
○ 各所の職員は生徒に「次の指示があるまでその場で待機」を指示し職員室に集合する。 ○ 動けない負傷者がいる場合には現場に残り他の生徒に職員室に連絡させる。 ▲ 本部長は避難場所をグラウンドと決定する。	
11:15 <避難開始>	● 生徒は静かにグラウンドに移動し学年・クラス単位に整列する。 ● 話をしないで指示に従ってすみやかに点呼を行う。
11:30 <点呼完了>	▲ また職員の役割分担を指示する。 → 本部班若干名、掌握班若干名、機動班若干名、救護班若干名を組織する。 → 各班は必要物品を持って避難場所に移動する。
12:30 <下校開始>	▲ 本部長は保護者が迎えに来た場合に限り生徒を下校させることを決定する。 ▲ また待機場所を体育館（講堂）とすることを決定する。 ▲ また本部を事務室とし救護所を保健室とすることを決定する。

<以下は授業中の対処法と同じ要領で行う>

(3) 平日授業中・登下校中の対処例 [突風・竜巻]

1) 管理職不在の時は協議して対策本部長を決めて対応しておく。

<状況>	対処行動 ▲：本部長の判断または指示、○：教職員の対処行動、■：口頭または放送による指示 ●：生徒の行動として特に重要なもの
14:00	○ 気象情報を確認し、空の様子を見て発達した積乱雲が近づいているか確認する。 ※「発達した積乱雲が近づく兆し」 ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる ・雷鳴が聞こえたり、雷鳴が見えたりする ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す
14:05	▲本部長はかなり高い確率で竜巻が発生すると判断する。避難場所を校舎内と決定
<避難開始>	■ 放送による指示 <職員室または事務室にいる職員が放送する> 「突風・竜巻が発生する可能性があります。校舎内に避難し身の安全を守りなさい！」
～竜巻が間近に迫ったら～	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>学校にいるとき</p><p>教室にいる場合</p><ul style="list-style-type: none">●窓を閉め（鍵をかける）、カーテンを閉める。●出入り口のドアを閉める。●窓から離れる。【大きなガラス窓の下や周囲は危険】●帽子をかぶったり、机の下に入ったりするなど、身を小さくして頭を守る。●教室以外の校舎にいる場合<p>※特別教室は教室と同じ対応</p><ul style="list-style-type: none">●壁の近くなど、物陰に入って身を小さくする。<p>屋外にいる場合</p><ul style="list-style-type: none">●校舎など丈夫な建物に避難する。【物置やプレハブの中は危険】<p>生徒は周囲の状況を冷静に判断し落ち着いて静かに行動する。放送等による指示に注意する。</p></div>
	○生徒に指示をして、安全な場所を確保し、安全な姿勢を取らせる。 ※廊下等にいる場合は、窓から離れた場所に身を隠すよう指示する。 ○生徒を素早く校舎内へ誘導し、安全の確保に努める。
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p>登下校中のとき</p><p>天候の急変が予想される場合は、登下校を控える。 <万が一登下校中に遭遇した場合></p><ul style="list-style-type: none">●近くの丈夫な建物に避難する。●建物に避難できない場合は、くぼみなどに身をふせる。<p>【電柱や太い樹木も倒壊する危険があるので、近寄らない】</p></div>
	○生徒に竜巻が発生したときの対応の仕方について、事前に確認しておく。 ○自宅においての対応の仕方についても事前に確認しておく。

14:15 ＜避難及び 点呼完了＞	○点呼完了後、各所の職員は生徒に「次の指示があるまでその場で待機」を指示し職員室に集合する。 ■ 放送による指示 ＜職員室または事務室にいる職員が放送する＞ 「生徒は次の指示があるまでその場で待機しなさい！」
14:30 ～竜巻発生～	
15:30 ～竜巻通過～	○各所の職員は生徒に「次の指示があるまでその場で待機」を指示し職員室に集合する。 ○生徒の状況（けが等）を確認するとともに、校舎の状況について確認する。 ○気象情報を確認し、竜巻が完全に通過し学校周辺の安全が確保されたことを確認する。
16:30 ～通学路安全確認 終了～	○通学路の安全が確保されたことを確認する。
16:50 ＜下校開始＞	▲ 本部長は保護者が迎えに来た場合に限り生徒を下校させることを決定する。 ▲ また待機場所を体育館（講堂）とすることを決定する。 ▲ また本部を事務室とし救護所を保健室とすることを決定する。

（４）平日授業中・登下校中の対処例〔弾道ミサイル落下時の行動〕

宮城県教育庁スポーツ健康課 平成29年4月26日通知

1) 管理職不在の時は協議して対策本部長を決めて対応しておく。

＜状況＞

- ・ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、市町村の防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報が発信される。
- ・弾道ミサイルは発射して極めて短時間で着弾する。
(ミサイルの種類や発射場所によって異なるが、約10分前後で着弾)

＜メッセージが流れた後の避難行動＞

【屋外にいる場合】

- ・近くのできるだけ丈夫な建物や地下街に避難する。
(木造の建物に比べ、コンクリート構造の建物がより安全である)
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・窓から離れできれば窓のない部屋へ移動する。(暴風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないため)

＜ミサイルが着弾した後の行動＞

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等を通して情報収集に努める。
- ・行政等から指示があった場合は、それに従って落ち着いて行動する。

【屋外にいた場合】

- ・口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内、または風上に避難する。

【屋内にいた場合】

- ・換気扇を止め、窓を閉め、できればガムテープ等で目張りするなどして密閉する。

＜その他＞

- ・特に休日は、部活動、大会、家族旅行等で、屋外にいることが多い中、危険を予測し、正しく判断して行動することが重要である。
- 最悪の事態が起きないことを願いながらも、万が一の場合に備えておくことを前提に指導する。
- 指導を行う際には、北朝鮮への一方的な対国感情を抱かせる指導、いたずらに危機感・恐怖感を与える言動、極端な行動制限などの不適切な指導にならないように配慮する。

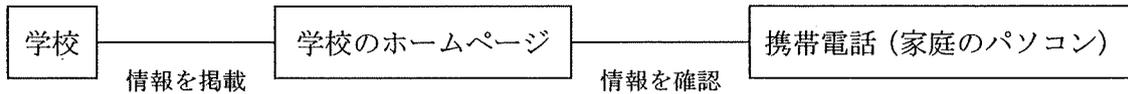
4. 生徒・教職員への情報提供と安否確認

(1) 家庭との連絡

- 1) [一斉送信メール] を利用した学校からの情報伝達 (未登録は利用できない)
- 2) [NTTの災害伝言ダイヤル] を利用した学校からの情報伝達
 - ① 学校の電話番号に情報を掲載 → 家庭 (または携帯電話) からアクセス



- 3) [学校のホームページ] を利用した情報伝達 (停電時は利用できない)
 - ① 学校から家庭への情報伝達 → 休校, 授業打ち切り, 生徒の安否



(2) 教職員の安否確認

- 1) [一斉送信メール] を利用する方法 (未登録は利用できない)
- 2) [NTTの災害伝言ダイヤル] を利用する方法



- 3) [学校のホームページ] を利用した情報伝達 (停電時は利用できない)
 - ① 家庭からの情報伝達と同様に行う。

5. 近隣への支援

(1) 支援要請への対処

- 1) 人的支援 (災害直後の緊急措置)

救助作業等の支援要請については原則として生徒の安全を優先するが、緊急の必要性がある場合は本部長の判断により希望する生徒を職員が引率して対処する。 例) 山下中・貞山小等

- 2) 物的支援

- ① 雨水槽の水をトイレ用に使用することは可能である。
→ 臨時に校内のトイレを近隣住民に開放することは可能である。(使用後は水で流す)
- ② 受水槽の貯水を飲用のための必要最小限供給することは可能である。

- 3) 物品貸出

- ① 原則として行わないが緊急の必要性があると思われる場合は本部長の判断により貸出を行う。

- 4) 物品保管

- ① 原則として行わないが依頼があれば地域で備蓄している物品を本部長の判断により本校2階以上に保管する。

6. 防災用備蓄資材等

事務室・職員室	○大型拡声器・三脚、小型拡声器	ボイラ室	○発電機
	○トランシーバー		○揚水ポンプ
	○サーチライト		○貯水用タンク
	○ヘルメット・防塵マスク・軍手・ゴム手袋		○ホース
	○移動式投光器, 小型照明器具		○電池式ランタン
	○ドラムコード, 延長コード	倉庫	○保存食料 800名分×2日分
	○予備乾電池		○保存水, タンク, ガソリン, 灯油
	○非常時用点呼簿, 校舎配置図, 学校要覧, ○生徒用顔写真		○ストーブ, 毛布

Ⅲ. 防災教育と訓練

1. 防災教育

- (1) 様々な場面や状況に応じて自ら安全を確保する判断力を身に付けさせる。
 - 1) 防災に関する講演会（総合的な学習の時間の活用等）
 - 2) 授業における防災教育（教育課程での位置づけ）
- (2) 周囲の負傷者等に対する援助のため基本的な救命救急処置の技術を身に付けさせる。
 - 1) 救命救急法講習会の実施（防災訓練・学年行事・各部活動単位・体育科）

2. 防災訓練

- (1) 6月に大地震および火災発生を想定した総合訓練を行う。
- (2) 8月に教職員だけで防災用の資材を実際に点検する。
- (3) 10月に大地震・津波災害に関する総合訓練もしくは講演会・救命救急法講習会等を行う。

3. 地域連携

- (1) 地域と連携しながらの総合防災訓練のありかたを検討する。
- (2) 市役所、警察、消防署と連携しながら防災マップを作成する。

Ⅳ. 避難所の運営（本校は石巻市の緊急一時避難所に指定：平成26年10月15日覚書締結）

1. 指定避難所となった場合

- (1) 県教委災害対策基本要領第33-2により、校長は学校業務に支障のない範囲で職員に対して避難所運営への応援を命ずることができる。

2. 避難者の受け入れ

- (1) 災害直後においては建物が安全と思われる場合は、避難所として避難者を受け入れる。物資の備蓄については別紙備蓄品一覧のとおり。
- (2) 市町村から避難所としての使用を要請された場合は、その運営は基本的に市町村が行うが、校務に支障のない範囲で協力する。→ 市町村職員の派遣要請

3. 避難所運営 避難所運営マニュアル 24, 25頁

Ⅴ. 非常災害時 職員配備計画

1. 管理職および事務職員の配備計画（県教委災害対策基本要領第6および第7に基づく）

2. 教育職員の配備計画

- (1) 平日の勤務時間外また休日等で生徒が在籍している場合
 - 1) 在籍している職員は地震発生時をもって時間外勤務を命ぜられたものとみなされる。
 - 2) ただし家庭の事情等により帰宅することは差し支えない。
 - 3) 在籍していない職員が出勤できるかどうかは各自の判断に委ねられる。
- (2) 夜間・閉庁などで生徒が在籍していない場合
 - 1) 上記に準じる。
 - 2) 避難者の受け入れが予想される場合、その対応のため職員が必要に応じすみやかに出勤できる体制を確保する。
- (3) 対処に必要な職員が確保できない場合は、危険性が低いと判断される状況では生徒を各班に編入し、協力を求めることができる。
 - *1 県教委災害対策基本要領第16および第17に関して、勤務時間外等における教育職員の配備を原則とする。
 - *2 県教委災害対策基本要領第4により正規の勤務時間外に勤務する場合は時間外勤務を命ぜられたものとみなされる。

3. 出張中の場合

- (1) 帰校するかどうかは各自の判断に委ねられる。
- (2) 県教委災害対策基本要領第3-4により、生徒引率中の場合は、生徒が安全に帰宅できることが確認できるまで引率を継続し、生徒の保護にあたる。

VI. 防災計画関係資料

1. 宮城県教育委員会災害対策基本要領（抜粋）

第1章 総則

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属所 宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に規定する本庁の課及び室，地方機関（地域事務所を含む。以下同じ）並びに教育機関
 - (2) 所属所長 所属所の長
 - (3) 職員 所属所に勤務する職員
 - (4) 学校 所属所のうち規則第26条に規定する学校
 - (5) 校長 学校の長
- （時間外勤務命令）

第4 この要領の規定により正規の勤務時間外に勤務することとなった職員は、当該時間について時間外勤務命令権者から正規の勤務時間外に勤務することを命じられたものとみなす。ただし、第15第2項の規定により所属所以外の場所で待機する時間については、この限りでない。

第2章 配備

（警戒配備の発令基準）

第9 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要と認める所属所に対し警戒配備（0号配備）を発令することができる。

- (1) 大雨、洪水、高潮等の注意報又は警報が発表され、教育長が必要と認めたとき。
- (2) 宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき。
- (3) 宮城県内で震度4以上の地震が観測されたとき。
- (4) その他特に教育長が必要と認めたとき。

（特別警戒配備1号の発令基準）

第10 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要と認める所属所に対し特別警戒配備1号（1号配備）を発令することができる。

- (1) 宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき。
- (2) 宮城県内で震度4以上の地震が観測され、被害が発生したとき。
- (3) 台風による災害が予想され、教育長が必要と認めたとき。
- (4) 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生したときで、教育長が必要と認めたとき。
- (5) その他特に教育長が必要と認めたとき。

（特別警戒配備2号の発令基準）

第11 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要と認める所属所に対し特別警戒配備2号（2号配備）を発令することができる。

- (1) 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき。
- (2) 宮城県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。
- (3) 台風による広範囲かつ大規模な災害が予想され、教育長が必要と認めたとき。
- (4) 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される時又は被害が発生したときで、教育長が必要と認めたとき。

(5) その他特に教育長が必要と認めたとき。

(非常配備の発令基準)

第12 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、必要と認める所属所に対し非常配備（3号配備）を発令することができる。

(1) 宮城県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。

(2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において教育長が必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、所属所等が所在する市区町村で震度6弱以上の地震が観測された所属所については、自動的に非常配備が発令されたものとみなす。

(勤務時間外の配備対応)

第15 配備発令所属所における配備の対象職員は、配備発令時が正規の勤務時間外であるときは、直ちに所属所に登庁し、所属所において待機し、又は教育長若しくは所属所長の指示に従って災害の対応に当たらなければならない。

(職員の非常招集等)

第17 防災担当者等（配備発令時は初動職員等を含む。）は、他の職員の協力を得て第20第1項に規定する所属所防災計画及び第28から第37までに規定された災害応急対策及び災害復旧対策を緊急に行う必要があると認めたときは、所属所長に対して、他の職員に対して時間外勤務を命じるよう求めることができる。この場合において所属所長は、緊急のやむを得ない必要があると認めたときは、職員に対して時間外勤務を命じ、職員を所属所又はその指定する場所に招集等することができる。

第3章 被害情報

(被害状況報告)

第18 防災担当者等（配備発令時で防災担当者等が不在のときは第15第2項の規定により選任された初動職員。以下「連絡員」という。）は、教育長から被害状況等の報告を求められたときは、速やかに所属所等の被害状況等を調査し、教育長から指示された期限までにあらかじめ教育長が定めた報告先に対してこれを報告しなければならない。

第4章 防災対策

(所属所防災計画)

第20 所属所長（所属所が宮城県の本庁舎又は地方合同庁舎内に所在する所属所長を除く。以下次項から第4項まで及び第22第1項において同じ。）は、次に掲げる災害が発生することを想定し、その対策をまとめた所属所防災計画を策定しなければならない。

(1) 所属所所在市区町村における震度6強の地震

(2) 宮城県地域防災計画震災対策編（平成16年6月策定）で想定された最高水位の規模の津波（所在地及び通学路等が海岸沿いにあり、津波に対する警戒が必要である所属所に限る。）

(3) 所属所内を火元とする任意の規模の火災

(4) 前年度の宮城県原子力防災訓練で想定された規模の東北電力株式会社女川原子力発電所における事故（東北電力株式会社女川原子力発電所から半径10キロメートル以内に所在する所属所に限る。）

(5) その他風水害、大雪等所属所の立地条件等により所属所長がその対策を講じることが必要と認める任意の規模の災害

2 所属所長は、前項の所属所防災計画を策定するときは、この要領との整合性を確保して策定しなければならない。

3 所属所長は、第1項の所属所防災計画を策定するときは、災害の発生又は災害に備えて緊急の対応が必要となる時刻を次に掲げるとおり想定して策定しなければならない。

(1) 所属所長の正規の勤務時間中（学校にあっては授業中）の時刻

(2) 児童生徒又は利用者が寄宿又は宿泊する施設を有する所属所において、これらの者が所属所の施設で就寝している時刻

(3) その他所属所長が必要と認める時刻

4 災害対策基本法第42条第1項の規定により市町村防災会議又は市町村長が作成する市町村地域防災計画により、あらかじめ所属所が災害時の避難場所（災害時に住民が一時避難するための場所をいう。）又は避難所（災害により住居を喪失した住民等を収容するための避難収容施設をいう。以下同じ。）に指定された所属所長は、災害時に所属所に住民が避難してくることを想定して第1項の所属所防災計画を策定しなければならない。

（防災教育）

第24 所属所長は、職員、児童生徒及び利用者に対し、火災等の発生を未然に防止するとともに災害時に所属所において適切に行動することができるよう、日ごろからその指導を徹底しなければならない。

2 教育機関の所属所長は、児童生徒及び利用者に対し、災害を正しく理解し、災害に備えて適切に対応することができるよう、防災教育の充実に努めなければならない。

3 教育長は、防災教育の普及及び啓発を図るため、必要な教材及び資料の充実に努めるとともに防災教育の指導者育成に努めなければならない。

第5章 災害応急対策

（臨時休業及び一時保護等）

第31 教育機関の所属所長は、学校にあっては県立学校の管理に関する規則（昭和32年宮城県教育委員会規則第9号）第6条第1項に規定する臨時休業を、その他の教育機関にあっては各管理規則等に定められた休業日等に関する規定を、それぞれ適切に運用し、災害時における児童生徒又は利用者の安全確保に万全を期すよう努めなければならない。

2 校長は、災害時に臨時休業を決定したときは、児童生徒及びその保護者に対して、その旨を速やかに伝達するよう努めなければならない。

3 校長は、災害時に児童生徒を帰宅させるときは、その安全確保に十分留意しなければならない。この場合において校長は、帰宅の際の安全が確保できないと認められる児童生徒がいるときは、当該児童生徒を安全な場所において保護し、又は職員（校長により児童生徒の送迎を委託された者を含む。）若しくは保護者により送迎を行う等適切な措置を講じなければならない。

4 校長が前項後段に規定する措置を講じることとしたときは、当該児童生徒の保護者に対し、その旨を速やかに伝達するよう努めなければならない。

5 所属所長は、災害時において来庁者、児童生徒及び利用者に対して便宜供与等の支援が必要であると認めるときは、所属所長が必要と認めた限度においてこれを行うことができる。

（応急教育）

第32 校長は、災害で校舎等に被害が生じ、正規の授業を行うことが困難なときは、授業を開始できるよう速やかに次に掲げる応急措置を講じなければならない。

(1) 応急教育（災害に対応して通常とは異なる形態及び内容で行われる教育活動をいう。）の実施場所を確保すること。

(2) 短縮授業（一日の授業時間数を短縮し、又は一時限当たりの授業時間を短縮して行う授業をいう。）

二部授業（学校に在学する児童生徒を複数の組に分けて、別々の時間帯で行う授業をいう。）、分散授業（学校に在学する児童生徒を複数の組に分けて、別々の場所で行う授業をいう。）等により授業時間数を確保すること。

2 教育長は、校長が学校内において前項第1号の実施場所を確保することが困難なときは、学校外において前項第1号の場所を確保するために必要な措置を講じ、又は仮設校舎を建設する等必要な措置を講じなければならない。

3 教育長及び校長は、職員が被災等して正規の授業を行うことが困難なときは、授業が開始できるよう速やかに必要な職員の確保に努めなければならない。

（避難所運営への協力）

第33 市町村地域防災計画によりあらかじめ所属所が災害時の避難所に指定された所属所長は、所属所が避難所になったときは、市町村による避難所の運営が円滑に行われるよう市町村に協力しなければならない。この場合において所属所長は、授業（学校に限る。）及び業務を妨げない限度で、職員に対して避難所運営への応援を命じることができる。

2 市町村地域防災計画によりあらかじめ災害時の避難所に指定された所属所以外の所属所長が、市町村から緊急の必要性により、所属所を避難所として使用したい旨の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、その要請に応えるよう努めなければならない。前項の規定は、この項の規定により所属所が避難所になったときについて準用する。

第6章 災害復旧対策

（災害復旧作業）

第34 所属所長は、災害で所属所等に被害が生じたときは、速やかにこれを復旧するよう努めなければならない。

（児童生徒の回復支援）

第35 校長は、災害発生後、児童生徒及び児童生徒の家庭等における被害状況を把握するとともに、児童生徒の精神的及び身体的状態を継続して観察し、教育上の配慮が必要であると認めるときは、速やかに必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 教育長は、校長からの要請により、必要があると認めるときは、医師、看護師又はスクールカウンセラーの派遣を行う等校長が行う前項の措置への支援に努めなければならない。

3 学校の職員は、災害発生後、児童生徒の心理的な支えとなり、児童生徒が短期間で心理的な緊張状態から回復し、正常な学習活動等を行うことができるよう努めなければならない。

（修学支援）

第36 教育長及び校長は、法律、条例等の規定により、被災した児童生徒に対して学用品の給与、授業料の減免、修学資金の貸付け等の支援を行うことができるときは、当該児童生徒及びその保護者に対して速やかにこれを周知するとともに、速やかにこれを実施するよう努めなければならない。

（被災住民支援等）

第37 教育長及び所属所長は、災害発生後、必要があると認めるときは、その用途又は目的を妨げない限度において、被災住民に対して教育長及び所属所長が所管する施設、設備、備品等の使用を許可することができる。

2 校長は、災害発生後、生徒が学校及び地域において自主的に災害復旧作業等への参加を希望するときは、授業その他の学校業務を妨げない限度において、職員の指導及び監督の下に当該生徒をこれに参加させることができる。

VI - 2 災害時における教職員の動員体制

宮城県石巻工業高等学校

(宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準第9～第12 から)

(1) 警戒配備 (0号配備)

配備発令基準	○大雨, 洪水, 高潮等の注意報または, 警報が発表され, 教育長が必要と認めたとき ○宮城県に津波注意報が発表されたとき (津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る)				
本部設置	●本部設置なし (情報収集, 連絡活動)				
	本部長 (学校長等)		防災主任		教職員
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
配備につく ・情報収集を指示する。(気象情報, 警報等)	・必要に応じて対応する。	・配備につき, 情報の収集にあたる。 ・本部長(学校長)との連携	・必要に応じて対応する。	・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。	・必要に応じて対応する。

(2) 特別警戒配備 (1号配備)

配備発令基準	○宮城県に津波警報が発表されたとき (津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る) ○宮城県内で震度4の地震が観測され被害が発生したとき 但し, 教職員については勤務時間外の場合自宅待機 ○台風により被害が予想され, 教育長が必要と認めたとき ○大雨, 洪水等の警報が発表され, 広範囲にわたる災害が予想または発生し, 教育長が必要と認めたとき				
本部設置	●警戒本部設置 (安全確保, 避難誘導, 情報収集, 連絡活動, 応急対策)				
	本部長 (学校長等)		防災主任		教職員
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
直ちに配備につく。 ・地震: 生徒の安全確認, 施設破損状況を確認させる。 ・津波: 各種情報を確認し, 待機, 避難を迅速に判断する。 ・その他災害: 気象情報等を確認し, 下校を含めた安全対策を検討する。 ・教育委員会への報告	・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報, 状況を確認し, 必要に応じた対応を指示する。(生徒の安全確認, 施設の破損状況の確認, 登校の判断等) ・教育委員会への報告	・直ちに配備につく。 ・待機, 避難を指示する。(放送等) ・情報を収集する。(気象情報, 警報) ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。	・直ちに学校での配備につく。 ・情報収集する。(気象情報, 警報) ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する。	・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・配備職員以外は, 業務の補助をする。	・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく。 ・配備職員以外は, 自宅等で本部(学校)の連絡を待つ。

*勤務時間外に非常配備が発令された場合, 職員の安全確保を最優先とし, 通勤経路等の安全が確認されたならば配備につく。配備につくことが困難な場合は自宅待機とする。

(3) 特別警戒配備 (2号配備)

配備発令基準	○宮城県に大津波警報が発表されたとき (津波に対する特別警戒配備編成計画を作成した所属所に限る) ○宮城県内で震度5弱または5強の地震が観測されたとき ○台風による広範囲かつ大規模な被害が予想され、教育長が必要と認めたとき ○大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害が予想されるときまたは発生し、教育長が必要と認めたとき				
本部設置	●警戒本部設置 (安全確保, 避難誘導, 情報収集, 連絡活動, 応急対策)				
本部長 (学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・地震: 迅速に避難誘導させる。 ・津波: 各種情報を確認し, 迅速に高台に避難させる。 ・その他災害: 気象, 交通情報等を確認し, 下校を含めた安全対策を検討する。(授業打ち切り, 部活動中止等) ・避難者の対応について ・教育委員会へ報告	・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報, 状況を確認し, 必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認, 施設の破損状況の確認, 登校の判断等) ・教育委員会への報告	・直ちに配備につく。 ・避難の指示をする。(放送等) ・情報収集する。(気象情報, 警報)と教職員への周知徹底 ・全職員の業務を適確に指示し, 迅速に対応できるようにする。	・直ちに学校での配備につく。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安否確認, 登校判断) ・避難してきた地域の方への対応をする。	・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。	・あらかじめ定められた教職員は配備につく。 ・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。

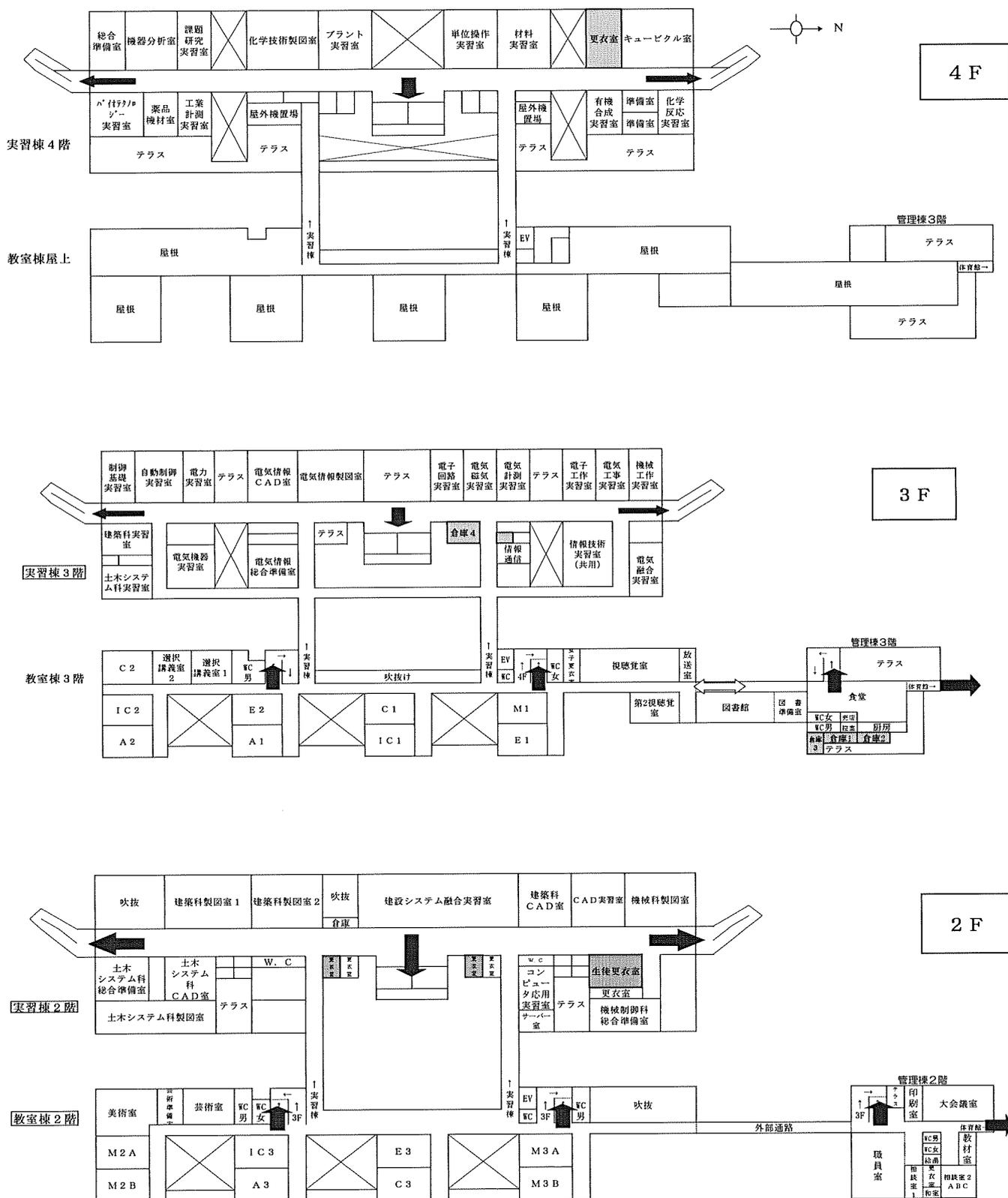
(4) 非常配備 (3号配備)

配備発令基準	○宮城県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき ○災害が発生し, または発生するおそれがある場合において教育長が必要と認めたとき ○前項の規定にかかわらず, 所属所等が所在する市区町村で震度6弱以上の地震が観測された所属所については, 自動的に非常配備が発令されたものとみなす				
本部設置	●警戒本部設置 (安全確保, 避難誘導, 情報収集, 連絡活動, 応急対策)				
本部長 (学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく。 ・地震: 迅速に避難誘導させる。 ・津波: 各種情報を確認し, 迅速に避難させる。(二次, 三次避難場所 (高台, 校舎屋上含む)) ・その他災害: 気象, 交通情報等を確認し, 下校を含めた安全対策を検討する。 ・避難者の対応について防災担当課, 教育委員会へ報告する。	・直ちに学校での配備につく。 ・災害の情報, 状況を確認し, 必要に応じた対応を指示する。(生徒の安否確認, 施設の破損状況の確認, 登校の判断, 避難所開設等) ・防災担当課, 教育委員会へ報告する。	・直ちに配備につく。 ・迅速に避難の指示をする。(放送, メガホン等) ・一次避難場所の安全確認をする。 ・本部長の指示で二次, 三次避難場所への避難を指示する。 ・情報の収集(気象情報, 警報)と教職員への周知徹底する。 ・全職員の業務を適確に指示し, 迅速に対応できるようにする。	・直ちに学校での配備につく。 ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する。(生徒の安否確認, 登校判断) ・本部長の指示を受け, 避難所開設準備をする。	・全職員が直ちに配備につく。 ・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。	・全職員が直ちに学校での配備につく。 ・防災主任からの指示を受け, 担当業務に当たる。

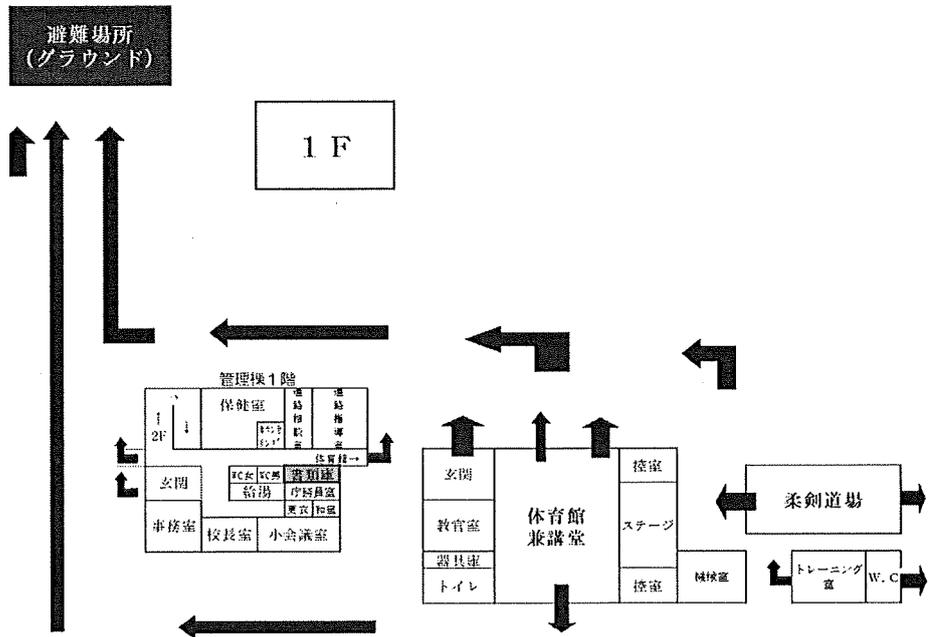
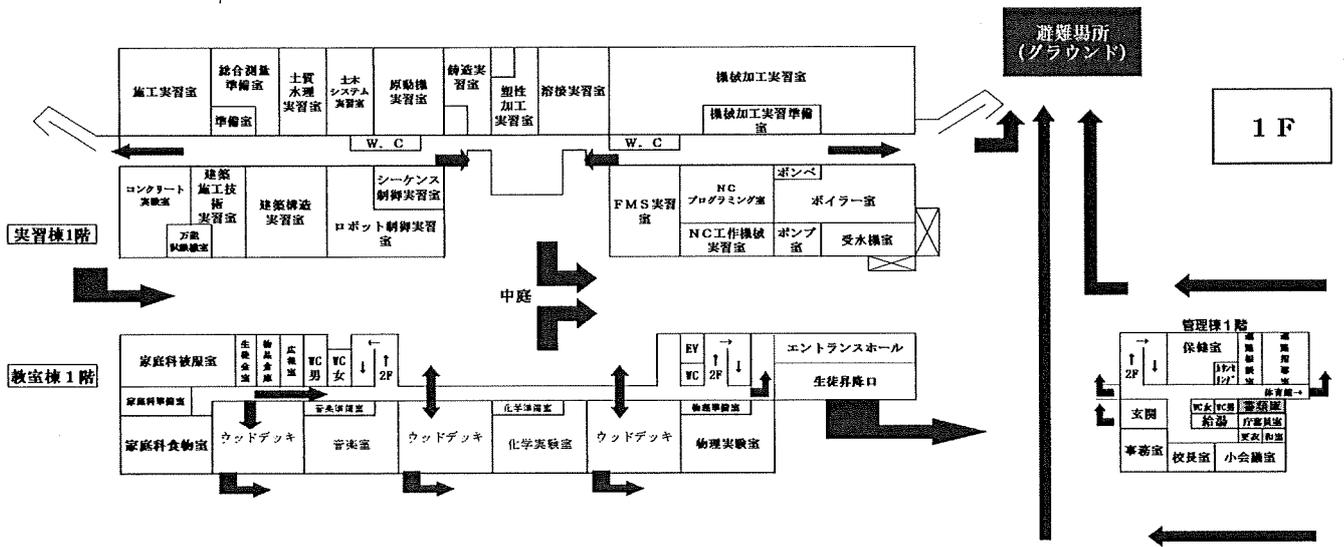
*勤務時間外に非常配備が発令された場合, 職員の安全確保を最優先とし, 通勤経路等の安全が確認されたならば配備につく。配備につくことが困難な場合は自宅待機とする。

個人情報のため
掲載できません。

VI-4 避難経路図



■ は備蓄品の保管場所です。



■ は備蓄品の保管場所です。

VI - 5. 「災害対応マニュアル 心のケア」

○学校再開後の留意点

登校してくる生徒たちの被災状況は様々であり、これまで見えなかった集団や個人の問題が、学校生活の中で顕在化してくることも起こりうる。そのため、学校精神保健の観点からは、この時期の生徒たちに適した学校環境を整えることが重要である。

災害時のこころのケアに習熟した専門機関と連携しながら学校運営を行なうことで、生徒の心のケアや予防につなげていく姿勢がのぞましい。

生徒ひとりひとりの心の状態を把握するスクリーニングテスト（心のアンケート）の実施や、メンタルヘルスの維持・向上のための心理教育、ストレスマネジメントの実施等については、保健厚生部を中心に、状況に合わせて適宜行うこととする。

また、防災教育（避難訓練）については、被災体験がよみがえりパニックを起こすおそれのある生徒に十分配慮しながら安全な実施方法を考え実施する。

1. 《災害時に生徒に現れやすいストレス症状の特徴》

身体症状 頭痛、腹痛、めまい、吐き気、倦怠感、不眠、悪夢、食欲低下、アレルギーの悪化など

情緒面 不安、抑うつ、怒り、自責感、無力感、意欲低下、感情のコントロールの困難さ

行動面 対人関係の孤立、不登校、集中力の低下、衝動性の亢進、反抗、自傷、

自殺企図

2. 《ストレス反応の起きた生徒への対応の仕方》

○ 起こりうる反応について伝える

「思い出してドキドキしたり、緊張したりするなどの反応が起こるかもしれない」

○ 誰にでも起こりうるということを伝える

○ 「でも、それは誰にでも起こりうる当たり前のこと。異常なことではないし、心が弱いわけでもないんだよ。」 その対処法について伝える

深呼吸 気分転換 リラックスできること 楽しいことを考える 散歩 軽い運動 話を聞いてもらう テレビやインターネットの視聴を避ける お守りを作る など

日常生活の中では、生徒たちの心身や行動に変化があったとしても、叱ったり、突き放したりするよりも、生徒の話に静かに耳を傾け、受け止めることが効果的である。多くの場合は、被災したショックに対するストレス反応であり、誰にでも起こりうる。時間の経過とともに回復し、自然に治まっていくと考えられる。

○ こわかったことや、つらかったこと、思い出してしまったことなどをゆっくり聞く

○ 話したがらないときには無理に聞き出さない 話したがるときは否定せずに聞く

○ コミュニケーションの時間を増やす

○ 気をつかう生徒や頑張り屋の生徒には、負担が大きくなりすぎないように気を配る

○ 「現実とは現実として」「心機一転」「前を向いて生きる」ことを強調してしまうと、まだ

乗り越えている最中の生徒や、しんどい思いをしている生徒が、より強い反応を出してしまう危険があることに留意する

○ 反応が出ないようにするのではなく、安心して反応が出せるようにすることが大切である。

事前に話し合っておくことで、生徒自身も対処できる。その際は、安心させるような雰囲気づくりを心がける。もし症状が長引いたり、気になるような場合には、配置のスクールカウンセラーとの連携のもと、専門機関にすぐに相談する。

3. 《専門機関への紹介を考慮すべき時》

不眠が続いている・食欲低下が継続し体重が減少している
不登校・引きこもりが長期化している
抑うつ症状・PTSD症状・解離症状などが続いている
自殺念慮や自殺企図が認められる

心的外傷後ストレス障害 (PTSD)

再体験：被災体験に関する不快な記憶が頭の中に侵入（フラッシュバック）してきたり、あたかも今起きているような恐怖や身体反応（動悸・発汗）を引き起こす

回避・麻痺：被災体験を思い出すような場面を避けようとする。感情が麻痺したように生き生きした感情を持たなくなり、日常生活が制限されたり、ひきこもりがちになる

過覚醒：被災体験後、緊張や興奮が高まった状態が続くことがある。

解離 被災体験によって引き起こされた感情があまりにも強すぎる場合、自分を守るためにその記憶や感情を切り離し、自分の身に起こったことではないように振る舞う

その他 従来から抱えていた心理的問題が憎悪したり、震災を契機に精神障害が顕在化することがある

4. 《主な専門機関と相談窓口》

- 東部児童相談所（石巻，登米，東松島，女川）0225-95-1121
- 宮城県総合教育相談事業 不登校相談022-784-3567（月～金10:00～16:00）
- 宮城県総合教育相談事業 教育相談ダイヤル022-784-3568
（月～金9:00～16:00）
- 全国いのちの電話（インターネット相談もある）
仙台022-718-4343 毎月10日はフリーダイヤル0120-738-556
- 社団法人日本グリーフケア協会
仙台 022-377-6246（火・水・木10:00～18:00）

VI - 6 避難所運営マニュアル

[災害時における宮城県石巻工業高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書]

(概要)

(平成26年10月15日締結)

- ・石巻市(甲)と宮城県石巻工業高等学校(乙)において、校舎等(柔剣道場・体育館含む)を避難所(収容人数概ね950人)として、校庭等を避難場所(収容人数概ね9,400人)として利用することについての覚書を締結している。
- ・避難所及び避難場所としての利用開始の判断は石巻市が行う。しかし、緊急時は学校の判断で利用開始ができるとなっている。なお、使用開始後石巻市は速やかに職員を派遣し、避難所運営組織等を設置し運営にあたるとなっている。
- ・避難所の運営は市町村の業務であるが、施設を提供する所属側でも協力を求められるケースが多いことから、内容を熟知しておくことが望ましい。

↓地震発生(避難開始)

- ↓避難所支援班の設置
- ・所属所の職員と避難所運営に当たる市町村職員からなる避難所運営体制を組織する。
 - ・避難所支援班は、避難所運営組織が機能するまで避難所運営の支援を行う。
 - ・本部は、所属所内の会議室等に設置する。

- ↓施設開放区域の明示
- ・管理上必要な所長(校長)室、事務室、職員室、保健室等は開放しない。
 - ・避難生活に適さない、学校の特別教室はできるだけ開放しない。
 - ・避難者数に応じ、優先区域順に開放する。
(3階食堂脇テラス→柔剣道場→3階食堂及び教室棟3階視聴覚室)

- ↓避難者の誘導
- ・高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等に配慮し、整然と誘導する。
 - ・避難者に対し、開放区域以外に入室しないこと等避難所使用のマナーと一般的注意を行う。

↓初期のライフライン確保 <し尿処理>

- ・水が使用できない場合は仮設トイレを設置する。

<ごみの処理>

- ・夏季は細菌が発生しやすいので、特に衛生面に注意する。
- ・燃えるごみと燃えないごみ等の分類を徹底させる。
- ・ごみ集積所の担当は明確にしておく。

<当面の物資の配達と配給>

- ・市町村災害対策本部に対して救援物資の供給を要請する。
- ・高齢者、障害者等の災害弱者や非常持出品のない家庭を優先する。
- ・配給におけるトラブルがないよう注意する。
- ・食事、救援物資の配給の方扶と伝達部署を把握しておく。

<仮設テントの設営>

- ・仮設テントは、緊急車両の進入の妨げとならない場所に設営する。

- ↓避難所運営組織づくり支援
- ・避難者の中から運営本部長、副本部長などを選出するよう助言する。
 - ・生活の基本ルールを決めるように助言する。(起床、食事、風呂、就寝等の基本ルール、飲酒、喫煙の基本ルールなど)
 - ・情報交換会議を毎日、定時に行う。

- ↓ 炊き出しへの協力
 - ・市町村災害対策本部の要請に基づき、使用可能な調理室・給食室等提供する。
 - ・炊き出しの協力体制を確立する。
 - ・施設・設備の点検及び給食用物資の確認をする。
 - ・献立の検討をする。

- ↓ 避難者の名簿づくり
 - ・避難者の把握と外部からの問合せ対応のため名簿を早急に作成する。
 - ・避難者名簿には、氏名・性別・年齢・住所・避難場所・移転先などの欄を設ける。
 - ・避難者には入所時に本部で記入してもらうようにする。

- ↓ 情報連絡活動
 - ・市町村災害対策本部に対し、避難者用緊急電話等の設置を依頼する。
 - ・可能な限りのメディアを利用して情報収集を行う。
 - ・避難所だよりなどの発行により、避難者の不安を解消する。
 - ・避難者に外国人がいる場合は外国語の案内板等を設置する。

- ↓ 避難者の相談等の対応
 - ・避難者への対応の際は冷静さを保つよう心がけ、以下の点に注意する。
 - ①孤立感を持たせない。
 - ②無理に励まさない。
 - ③具体的に。建設的に。
 - ④心の傷に大小はない。
 - ⑤あせらず、無理をせずに。
 - ⑥避難者の悩みの聞き手になる。

「宮城県教育委員会災害対策マニュアル IV 所属所における震災対応マニュアル」より

VI-7 避難所用備蓄物品一覧

宮城県石巻工業高等学校 総務部

2019年4月26日 現在

No	種別	品名	数量	保管場所	消費期限	備考(納入日等)
1	A	ミネラルウォーター	792本(33箱、500ml24本/箱) 志布志	備蓄品倉庫1	2018.7.16、8.25	宮城県 2013. 3. 23
2	A	ミネラルウォーター	960本(40箱、500ml24本/箱)北アルプス	備蓄品倉庫1	2018.6.22	石巻市 2013. 3. 25
3	A	ミネラルウォーター	240本(10箱、500ml24本/箱) 非常用保存水	備蓄品倉庫1	2024.6.23	宮城県 2018. 12
4	A	ミネラルウォーター	240本(10箱、500ml24本/箱) 非常用保存水	備蓄品倉庫1	2022.7.8	宮城県
5	A	ミネラルウォーター	240本(10箱、500ml24本/箱) 非常用保存水	備蓄品倉庫1	2023.6.18	宮城県
6	A	ミネラルウォーター	1,008本(42箱、500ml24本/箱) 非常用保存水	備蓄品倉庫3	2022.1.30	石巻市
7	A	ミネラルウォーター	168本(7箱、500ml24本/箱)ピュア	備蓄品倉庫1	消費期限切れ	
8	A	ミネラルウォーター	240本(10箱、555ml24本/箱) いろはす	備蓄品倉庫1	消費期限切れ	
9	A	ミネラルウォーター	72本(3箱、555ml24本/箱) いろはす	備蓄品倉庫1	消費期限切れ	
10	A	ミネラルウォーター	240本(10箱、555ml24本/箱) いろはす	備蓄品倉庫1	消費期限切れ	
11	A	ミネラルウォーター	1,008本(42箱、500ml 24本/箱)	備蓄品倉庫(実習棟3F)	消費期限切れ	
12	A	乾パン	240缶(10箱 24缶/箱)	備蓄品倉庫1	2023.10.10	宮城県 2018. 12
13	A	乾パン	240缶(10箱 24缶/箱)	備蓄品倉庫1	2021.12.26	宮城県
14	A	乾パン	240缶(10箱 24缶/箱)	備蓄品倉庫1	2022.10.10	宮城県
15	A	おかゆ	400食(8箱 50食/箱)	備蓄品倉庫1	2022.3	石巻市
16	A	ようかん	400食(4箱 100食/箱)	備蓄品倉庫1	2022.7.25	石巻市
17	A	パン	96食(4箱 24食/箱)	備蓄品倉庫1	2022.7	石巻市
18	A	乾パン	792缶(33箱、24缶/箱)	備蓄品倉庫1	消費期限切れ	
19	A	食料(調理不要食)	220食(11箱、20食/箱)	備蓄品倉庫1	消費期限切れ	
20	A	炊き出し用ご飯	50食(1箱、50食/箱)	備蓄品倉庫1	消費期限切れ	
21	B	投光機	2機	備蓄品倉庫2		石巻市 2013.3. 25
22	B	LEDランタン	8個	備蓄品倉庫3		
23	B	LEDランタン	1個	備蓄品倉庫3		
24	B	LEDランタン	24個	備蓄品倉庫3		
25	B	懐中電灯	6個	備蓄品倉庫3		
26	B	懐中電灯	3個	管理棟1階書庫		
27	B	懐中電灯	1個	事務室		
28	B	発電機	2機	備蓄品倉庫2		石巻市 2013.3. 25
29	B	ドラムリール	1台	備蓄品倉庫3		石巻市 2013.3. 25
30	B	ガソリン	1箱(1L×4個)	備蓄品倉庫2		石巻市 2013.3. 25
31	B	オイル	1本(1L)	備蓄品倉庫2		石巻市 2013.3. 25
32	B	太陽光ランタン	1個	備蓄品倉庫3		石巻市 2013.3. 25
33	C	石油ストーブ	5台	備蓄品倉庫2		石巻市 2013.3. 25
34	C	暖房用燃料	60kg(6kg×10缶)	備蓄品倉庫2		
35	C	毛布	200枚(10枚/1箱×20箱)	備蓄品倉庫2		
36	C	毛布	550枚(10枚/1箱×55箱)	備蓄品倉庫(実習棟3F)		
37	C	レスキューシート	80枚	備蓄品倉庫3		
38	C	寝袋	5個	備蓄品倉庫3		
39	C	防寒着	60着	備蓄品倉庫2		
40	D	カセットコンロ	1台	備蓄品倉庫(実習棟3F)		石巻市 2013.3. 25
41	D	カセットガスボンベ	48本	備蓄品倉庫(実習棟3F)		
42	D	カセットコンロ	12台	備蓄品倉庫(実習棟3F)		宮城県
43	D	カセットガスボンベ	28本	備蓄品倉庫(実習棟3F)		宮城県
44	D	ガスライター	10本	備蓄品倉庫2		宮城県 2013. 5. 22
45	D	乾電池 単1	50本	備蓄品倉庫3		宮城県 2013. 5. 22
46	D	乾電池 単2	50本	備蓄品倉庫3		宮城県 2013. 5. 22
47	D	乾電池 単3	40本	備蓄品倉庫3		宮城県 2013. 5. 22
48	D	乾電池 単4	40本	備蓄品倉庫3		宮城県 2013. 5. 22
49	D	組立トイレ	1式	備蓄品倉庫2		
50	D	家庭用簡易トイレ	13個(6個/1箱×2箱)+1個	備蓄品倉庫3		
51	D	簡易トイレ	500個(100個/1箱×5箱)	備蓄品倉庫3		
52	D	簡易トイレ	1,400個(100個/1箱×14箱)	備蓄品倉庫3		
53	D	トイレトーパー	300個(100個/箱×3)	備蓄品倉庫3		
54	D	救護用マット	5枚	備蓄品倉庫(実習棟3F)		
55	D	救助用マット	50枚	備蓄品倉庫(実習棟3F)		
56	D	救助用マット	50枚	備蓄品倉庫2		
57	D	マスク(大人用)	16,800枚(50枚/1箱×48箱)×7箱	備蓄品倉庫3		
58	D	マスク(女性・子供用)	4,800枚(50枚/1箱×48箱)×2箱	備蓄品倉庫3		
59	D	マスク	400枚(10枚/1箱×10箱)×4箱	備蓄品倉庫3		
60	D	マスク	2,000枚(1箱)	備蓄品倉庫3		
61	D	軍手	650双	備蓄品倉庫3		
62	D	消毒液	120本	備蓄品倉庫3		
63	D	折りたたみベッド	3床	備蓄品倉庫2		
64	D	ヘルメット	6個	管理棟1階書庫		
65	D	ヘルメット	3個	備蓄品倉庫3		
66	D	ゴミ袋(黒)	300枚(45L)	備蓄品倉庫3		宮城県 2013. 5. 22
67	D	ラップ	10本	備蓄品倉庫3		宮城県 2013. 5. 22
68	D	紙コップ	2,400個	備蓄品倉庫3		宮城県 2013. 5. 22
69	D	割りばし	2,000膳	備蓄品倉庫3		宮城県 2013. 5. 22
70	D	救急セット	1セット	備蓄品倉庫3		石巻市 2014. 4. 10
71	D	簡易スロープ	2セット	管理棟1階書庫		石巻市 2014. 10. 23
72	D	防災ラジオ	10台(予備用)	備蓄品倉庫3		

種別 A:食糧 B:照明 C:防寒 D:その他

新規物品搬入の場合この一覧は必ず更新するものとする

消費期限が切れた食料も暫定的に保管するものとする

事務室防災担当及び防災主任で夏季休業中に備蓄品の点検を行うものとする

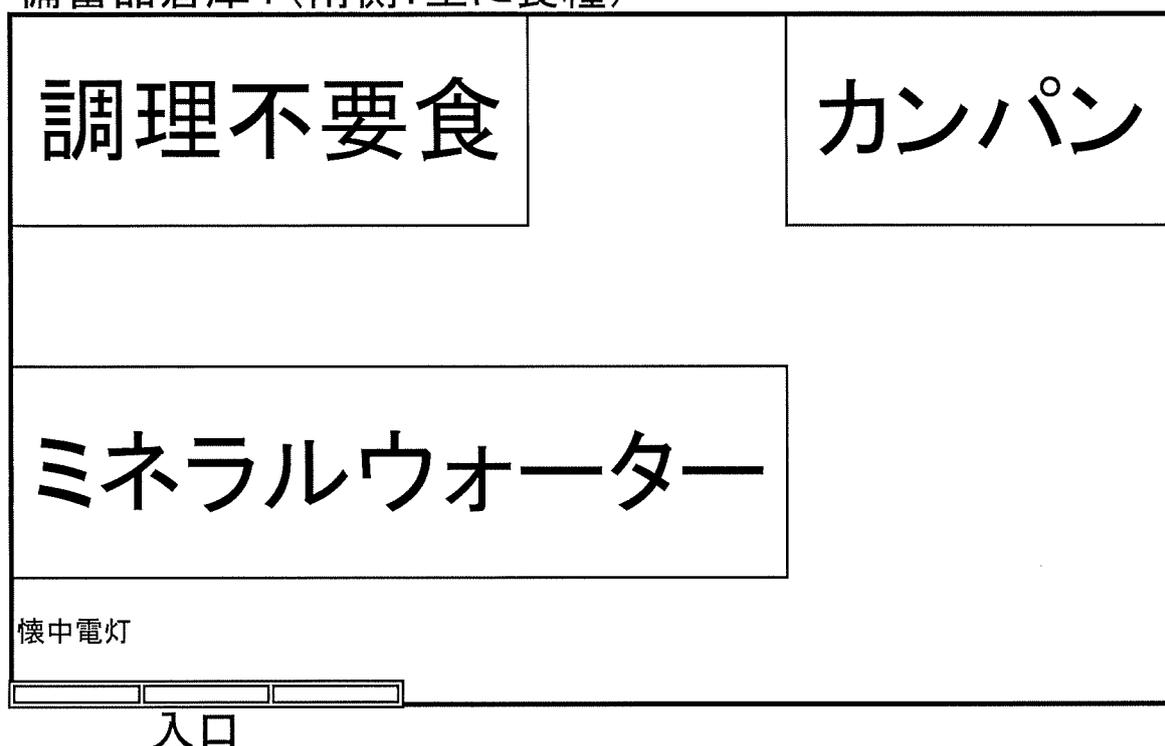
この一覧は1年ごとに地域住民の方々・貞山小学校・山下中学校にも情報公開するものとする

この一覧は普通科職員室及び事務室の見やすい位置に掲示するものとする

この一覧は防災マニュアルに載せることとする

VI-8 管理棟3階食堂脇倉庫 備蓄品配置図

備蓄品倉庫1(南側:主に食糧)



備蓄品倉庫2(北側:食糧以外)



倉庫の鍵：事務室保管

VI - 9 大規模地震発生等緊急時の対応について

宮城県石巻工業高等学校

本校では、大規模地震の発生及び津波警報発令など緊急事態発生時の生徒の安全確保について、下記のように対応する。なお、保護者等への引渡しを行う場合に必要となる「緊急連絡引渡しカード」【別紙2】への記入と提出をお願いする。(新入生は入学式当日に回収)

1 学校内にいる場合（授業、部活動、講習等）

- (1)安全確保：「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を守らせる。
- (2)情報収集・避難指示・誘導：津波被害が想定されない地震の場合は、校庭に避難させる。
津波被害が想定される場合は校舎の2階以上に避難させる。
- (3)安否確認・報告：クラス毎の人数と負傷者等の人数を確認し本部に報告する。
必要に応じて捜索、応急手当等を行う。
- (4)避難場所での待機：避難解除、津波警報等が解除されるまで待機させる。
- (5)事後の対応処置：災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。（一斉メール、電話等）
下校の判断は、「下校と保護者等への引渡しの判断基準」【別紙1】に基づき行う。
また、緊急時の生徒引渡しについては、事前の希望調査(確認)【別紙2】に基づいて行う。
なお、震度5強以上では、安全が確保されたことを確認するまでは下校させない。
同様に、大津波警報・津波警報発令中は下校させない。

2 学校外で活動中の場合（部活動等）

- (1)安全確保・避難誘導：引率者又は顧問等は、生徒を安全な場所に避難させ、その後、使用施設、使用施設の近くの避難所・避難場所、学校のいずれかに避難し待機させる。
- (2)安否確認・報告：引率者又は顧問等は、部活動等毎の人数と負傷者等の人数を確認し、学校に報告する。必要に応じて捜索、応急手当等を行う。
- (3)避難場所での待機：避難解除、津波警報等が解除されるまで引率者、顧問等と一緒に待機させる。
- (4)事後の対応処置：災害の状況、今後の対応について保護者に知らせる。（一斉メール、電話等）
下校の判断は、「下校と保護者等への引渡しの判断基準」【別紙1】に基づき行う。

3 登下校中の場合

- (1) 生徒自身が安全を第一に考えて行動し、自宅に戻ることを基本とする。
- (2) 学校に近い場合は学校に避難。帰宅が困難な場合や危険な場合は近くの安全な場所に避難する。
- (3) 学校に避難した場合、「1 学校内にいる場合」に準じて対応する。

4 ご家庭で確認していただくこと

学校管理下外や登下校中の対応については、日頃から次の事項について確認していただく。

- (1) 通学路
- (2) 休日の活動場所
- (3) 家族の避難場所
- (4) 家族との連絡のとりかた

5 生徒・保護者への情報提供と安否確認

- (1) [一斉送信メール]による情報提供（未登録者は利用できないので登録をお願いする）
- (2) [NTTの災害伝言ダイヤル]による情報提供
学校の電話番号に情報を掲載 ← 家庭（または携帯電話）からアクセス
171 - 2 - 0225-22-6338（情報確認:NTTの電話からの指示に従う）
- (3) [学校のホームページ]による情報提供（停電時は利用できない）
学校のホームページ【情報を掲載】←パソコン・スマートフォン等からアクセス【情報の確認】

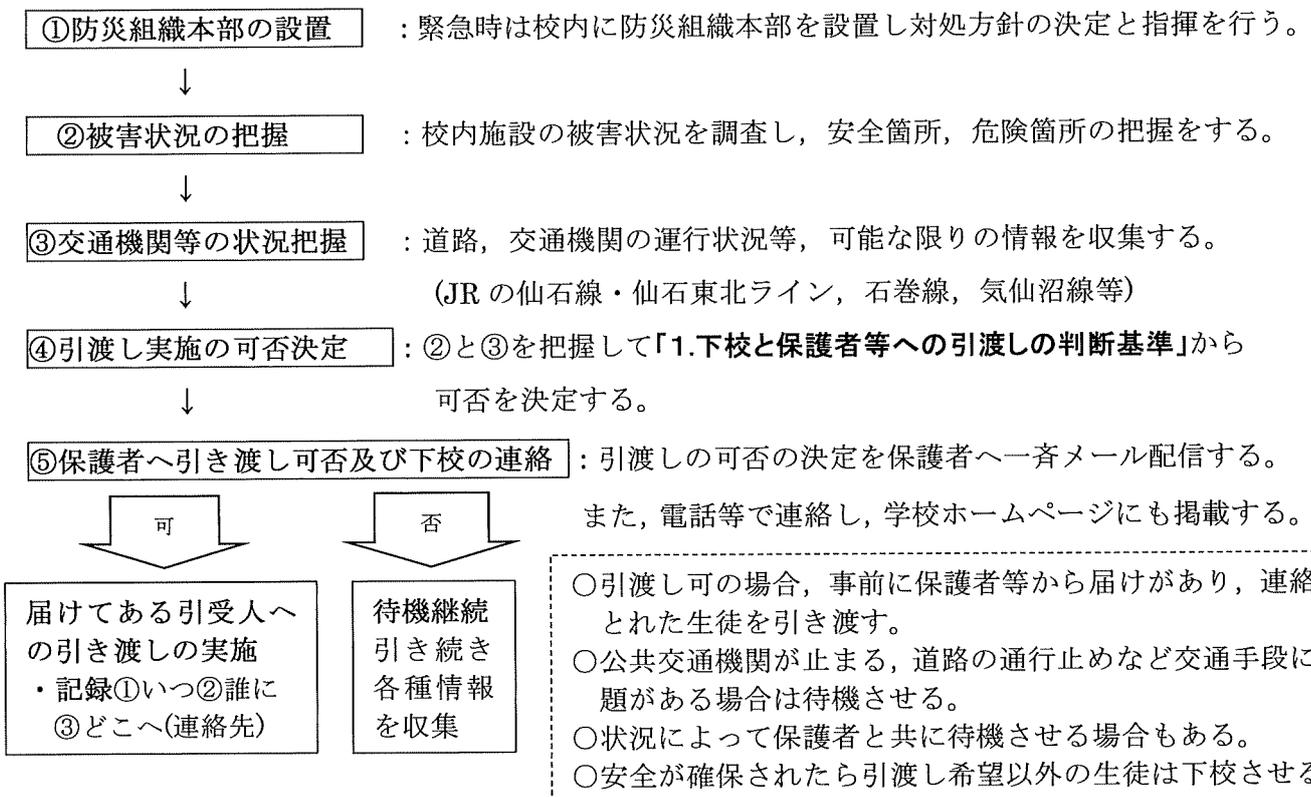
〈連絡先〉

宮城県石巻工業高等学校 電話 0225-22-6338 FAX 0225-22-6339
ホームページ <https://ishiko.myswan.ed.jp/> e-mail: ishiko@od.myswan.ed.jp

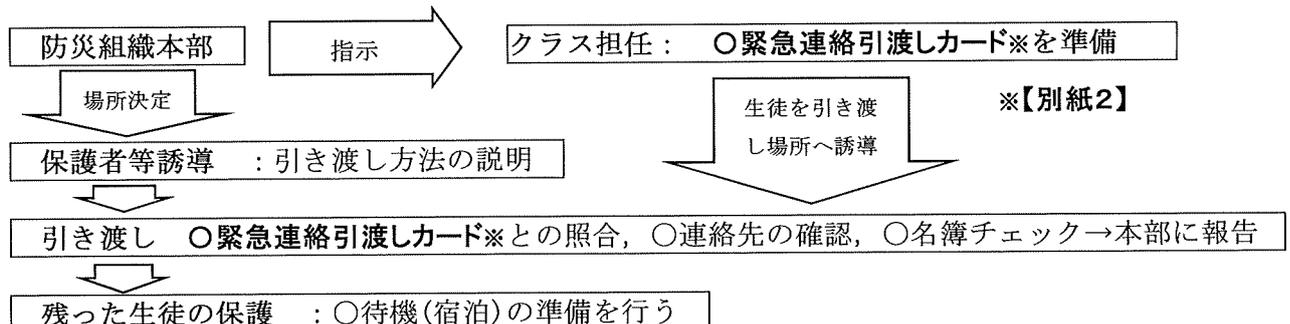
1. 下校と保護者等への引渡し判断基準

学校を含む地域の震度		津波に関する警報・注意報	
震度5強以上	震度5弱以下	大津波警報,津波警報	津波注意報
<p>○安全が確保されたことを確認するまでは生徒を下校させない。</p> <p>○原則,安全が確保されたら生徒自身で下校させる。</p> <p>○事前に保護者等から届けがあったり連絡があった場合は学校で待機させ,保護者への引渡しを待つ。</p> <p>○公共交通機関が止まり帰宅困難な場合は,連絡がとれるまで学校で待機させる。</p>	<p>○安全が確保されたら生徒自身で下校させる。</p> <p>○事前に保護者等から届けがあったり連絡があった場合は学校で待機させ,保護者への引渡しを待つ。</p> <p>○公共交通機関が止まり帰宅困難な場合は,連絡がとれるまで学校で待機させる。</p>	<p>○生徒を下校させない。</p> <p>○警報が発令されている間は,下校及び保護者への引渡しはしない。</p> <p>○原則,警報が解除され,安全が確保されたら生徒自身で下校させる。</p> <p>○事前に保護者等から届けがあったり,連絡があったりした場合は学校で待機させ,保護者への引渡しを待つ。</p>	<p>○津波到達時間等を考慮しながら,生徒自身で下校させる。</p> <p>○事前に保護者等から届けがあったり,連絡があったりした場合は学校で待機させ,保護者への引渡しを待つ。</p> <p>○公共交通機関が止まり帰宅困難な場合は,連絡がとれるまで学校で待機させる。</p>

2. 下校及び保護者等へ引渡しをする場合の対応



3. 保護者等への引渡しの手順



秘

緊急連絡引渡しカード

【別紙2】

宮城県石巻工業高等学校

科 ※出席番号 は担任記入	1年 組 番	ふりがな 生徒氏名	
	2年 組 番	ふりがな 保護者氏名	印
	3年 組 番		

住所	〒		
通学方法(所要時間)	(電車) (バス) (バイク) (自転車) (徒歩) (自家用車送迎) (計分)		
緊急連絡先 (氏名:)	自宅TEL: 携帯TEL:	自宅以外の連絡先(名称,TEL)	
本校在学の兄弟等 (在学の場合記載)	科 年 組 番 氏名	科 年 組 番 氏名	

【緊急時の生徒引渡しについての希望調査(確認)】

本校では、原則、安全が確保されたことが確認されたら、生徒自身で下校(帰宅)させることとしています。

- ◆原則どおりの対応をご希望の場合は、以降の欄にご記入の必要はありません。
- ◆保護者等が迎えに行くまで、生徒を学校で待機させることをご希望の場合は、下の「緊急時の生徒引受人」の項目に、必要事項をご記入ください。
なお、引受人は原則として保護者、家族、親類となります。

緊急時の生徒引受人(必要な場合のみ記入してください)

引受人氏名	生徒との関係	迎えに来る手段と要する時間
①		_____で、約 _____分
②		_____で、約 _____分
③		_____で、約 _____分

引渡し確認簿

※学校での引き渡し時に記入しますので記入不要です。

担当教職員	※		
引渡し日時	※	年 月 日()	時 分
引渡し場所	※	校庭 体育館 教室	その他()
引渡し後の連絡先	※引受人氏名(関係)		※電話番号
特記事項	※		

◆担任に提出してください。→ 総務部防災担当へ

個人情報のため
掲載できません。

IV-1 1 暴風警報発令時の対応について

宮城県石巻工業高等学校 総務部防災担当

気象庁から暴風警報が発令された場合、またはそれに準ずる暴風が確認された場合における生徒の安全確保のための施設設備に関する対応を以下のとおりとする。

1. 管理棟 2 階から教室棟 2 階への外部通路を通行禁止とし、3 階図書館前のみ通行可能とする。
2. 管理棟北側の外部階段を通行禁止とし、2 階以上に設置されている階段前のドアも使用禁止とする。体育館への出入りは 1 階のドアのみを使用するものとする。
3. 実習棟南北の外部階段を通行禁止とし、2 階以上に設置されている階段前のドアは使用禁止とする。実習棟への出入りは連絡通路及び 1 階の入口のみとする。
4. 通行禁止とした通路及び使用禁止としたドアの前に注意喚起のための標示を設置する。

暴風のため通行禁止
**3 階図書館前廊下を
通行して下さい！**
学校長

暴風のため使用禁止
**1 階出入口を使用して
下さい！**
学校長

【平成 28 年 5 月 20 日(金)定例職員会議で確認・運用開始】

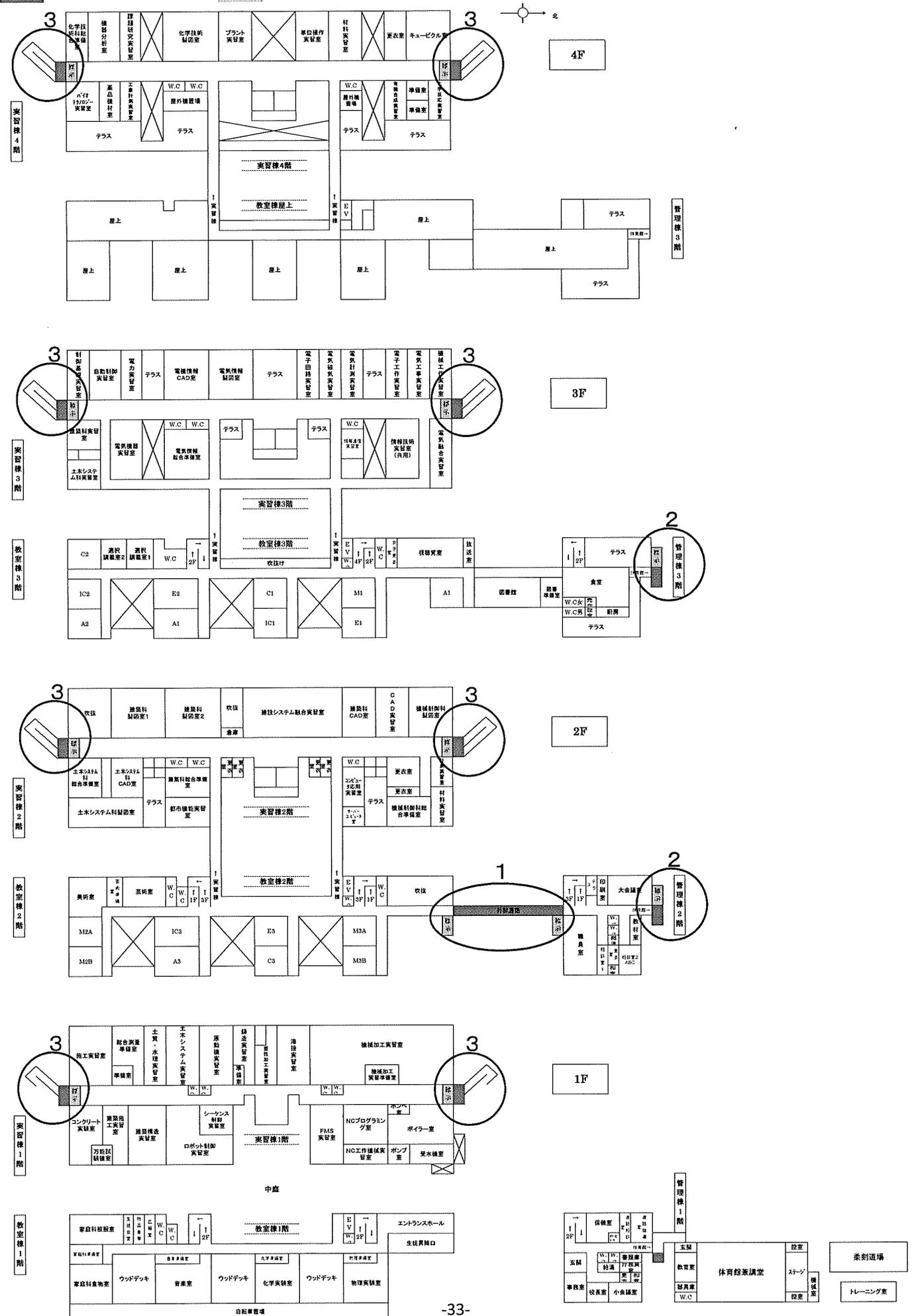
参 考

- 暴風警報は、気象庁が暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。通常：平均風速がおおむね 20 m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）。
- 本校運用基準：2 階外部通路において、強風時風速計で測定し、風速 15 m/s を超える場合に通行禁止とする。

暴風警報発令時における校舎の通行禁止区域及び通行止め

通行禁止区域及び通行止め

通行禁止標示



VI-12 災害時における避難所としての対応について

【平成31年4月15日職員会議承認】

「災害時における宮城県石巻工業高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書」に基づき、災害発生時における本校の避難所としての対応と、生徒と地域避難住民の校舎内の避難場所等は以下の通りとする。(緊急一時避難所となった場合の部屋割り図参照)
 想定する災害は、震度5強以上の地震発生及び津波警報発表と避難指示発令時、又はそれに準ずる災害とする。

【参考資料】

〔災害時における宮城県石巻工業高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書〕

(概要)

(平成26年10月15日締結)

- ・石巻市(甲)と宮城県石巻工業高等学校(乙)において、校舎等(柔剣道場・体育館含む)を避難所(収容人数概ね950人)として、校庭等を避難場所(収容人数概ね9,400人)として利用することについての覚書を締結している。
- ・避難所及び避難場所としての利用開始の判断は石巻市が行う。しかし、緊急時は学校の判断で利用開始ができるとなっている。なお、使用開始後石巻市は速やかに職員を派遣し、避難所運営組織等を設置し運営にあたるとなっている。
- ・休日、夜間等校舎に職員がいない時間帯の災害の発生等に備えて、利用開始に係る判断を地域の自主防災組織の代表等、甲乙協議の上適当と認める者に委ねることができるとなっている。
- ・石巻市は、学校の許可を得て、校内の施設又は敷地内に石巻市の所有する施設を設置し、避難所の運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとなっている。

〔石巻市津波避難計画：平成27年1月(総務部危機対策課)〕

- ・本校の避難対象地域は田道町2丁目、貞山1丁目・2丁目・4丁目(住民数約2,389名)で、緊急一時避難所として指定されている(他に貞山小学校、山下中学校、石巻好文館高校)。ただし、石巻市は地区毎に避難する避難所を特定しておらず、各自が避難所を決めて避難するように連絡されている。

〔これまでの地域避難住民の状況〕

- ・平成23年3月 東日本大震災での避難者数：約600名(教室棟2,3階各教室に避難)
- ・平成23年5月 深夜に発生した地震での避難者数：約100名(実習棟2階に避難)
- ・平成23年12月 夕方に発生した地震での避難者数：約150名(教室棟3階視聴覚室と食堂に避難)
- ・石巻市総合防災訓練参加者数 平成24年度：約300名(新橋, 錦町, 田道町の一部)
 平成25年度：約240名, 平成26年度：約200名, 平成27年度：約130名

1 平日の勤務時間内で生徒及び職員が在校している場合

生徒の誘導は授業担当教員が行い、避難後に掌握班(各担任)に引継ぎ、点呼確認する。
 地域避難住民の誘導は、機動班が行うものとする。

(1)【生徒等】クラス毎に実習棟の指定の避難場所に速やかに移動させ、点呼後待機させる。

学科等	1年生	2年生	3年生
機械科	共用CAD室(2F)	A,B組:M科製図室(2F),	A組:計測実習室(2F) B組:材料実習室(2F)
電気情報科	E科制御基礎実習室(3F)	E科電気機器実習室(3F)	電気情報製図室(3F)
土木システム科	C科製図室(2F)	C科CAD室(2F)	建設システム融合実習室(4F)
化学技術科	IC科有機合成実習室(4F)	IC科材料実習室(4F)	IC科化学反応実習室(4F)
建築科	A科製図室1(2F)	A科CAD室(2F)	A科製図室2(2F)
女子宿泊時	情報技術実習室(3F), 電気融合実習室(3F) ※実習棟3階北側を女子専用区域に指定して利用。区域内便所は女子専用。		
救護場所	都市機能実習室(2F)	図書準備室(3F)	
本部	大会議室(2F) ※本部長(校長), 教頭, 事務室長, 主幹教諭, 学年主任, 各班長他		
各学科拠点	各学科総合準備室 ※各学科長又は代理が待機		

(2) 【教職員】大会議室に本部を設置し、市役所職員及び地域住民代表者と協議の上、避難所運営にあたる。校内での任務は「防災マニュアル I 組織と任務」に従う。必要に応じ、防災倉庫内の避難所用備蓄品を活用する。救護班の救護所は、実習棟2階都市機能実習室及び3階図書準備室を使用する。

(3) 【地域避難住民】生徒昇降口、又は管理棟北側外階段から入れて、機動班が2階ホールで受付及び誘導を行う。

受付後、以下に示す①～⑭の順番で各教室に移動させる。定員は各部屋30～40名程度とし、ペットの入室は認めない。(①から⑭の合計で約1,000名程度)

教室棟 2階	① M3A ② M3B ③ E3 ④ C3 ⑤ IC3 ⑥ A3 ⑦ M2A ⑧ M2B ⑨ 美術室 ⑩ 芸術室
教室棟 3階	⑪ A2 ⑫ IC2 ⑬ C2 ⑭ 選択講義室2 ⑮ 選択講義室1 ⑯ A1 ⑰ E2 ⑱ IC1 ⑲ C1 ⑳ E1 ㉑ M1 ㉒ 視聴覚室 ㉓ 第2視聴覚室(仮) ㉔ 図書館 ㉕ 食堂

2 平日の勤務時間外また休日等における一部生徒及び一部職員が在校している場合
生徒の誘導及び地域住民の誘導は、在校している職員が分担して行うものとする。
特に部活動等を行っている場合は、各部の顧問が生担部活動生徒の誘導を行う。

(1) 【生徒】建設システム融合実習室に移動させて、点呼後、必要に応じ実習棟2階以上の各部屋に移動し待機させる。部屋割りは、基本的には部活動毎とする。宿泊を伴う場合、女子生徒は実習棟3階情報技術実習室と電気融合実習室を使用。

(2) 【教職員】大会議室に本部を設置し、市役所職員及び地域住民代表者と協議の上、避難所運営にあたる。校内での任務は「防災マニュアル I 組織と任務」に準じる。必要に応じ、防災倉庫内の避難所用備蓄品を活用する。

(3) 【地域避難住民】生徒昇降口、又は管理棟北側外階段から入れて、機動班または、在校している職員が2階ホールで受付及び誘導を行う。
受付後、以下に示す①～⑭の順番で各教室に移動させる。定員は各部屋30～40名程度とし、ペットの入室は認めない。(①から⑭の合計で約1,000名程度)

教室棟 2階	② M3A ② M3B ③ E3 ④ C3 ⑤ IC3 ⑥ A3 ⑦ M2A ⑧ M2B ⑨ 美術室 ⑩ 芸術室
教室棟 3階	⑪ A2 ⑫ IC2 ⑬ C2 ⑭ 選択講義室2 ⑮ 選択講義室1 ⑯ A1 ⑰ E2 ⑱ IC1 ⑲ C1 ⑳ E1 ㉑ M1 ㉒ 視聴覚室 ㉓ 第2視聴覚室(仮) ㉔ 図書館 ㉕ 食堂

3 夜間・閉庁などで生徒及び職員が在校していない場合

(1) 【地域避難住民】

管理棟北側外階段を通り、管理棟3階食堂脇テラス東側と西側に避難待機させる。状況により実習棟北側階段、南側階段も活用することができる。(500名程度)
職員不在の場合も通行できるよう地域住民代表者に校内入口及び3階テラスへの通路確認等の連絡をするものとする。

平成28年10月23日 石巻市総合防災訓練時に確認予定。

(平成25年10月 石巻市総合防災訓練時に新橋、錦町、田道町班長・市議会議員等約10名が通路確認・防災倉庫見学済)

4 避難所の運営について

避難所の利用が開始された場合の運営については、本校防災マニュアル「IV 防災マニュアル関係資料 7 避難所運営マニュアル」に基づき行うものとする。

ただし、詳細な運営計画については、今後「災害時における宮城県石巻工業高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書」に基づき、石巻市と本校との協議の上、地域自主防災組織代表者なども交えて、避難所運営組織構成員等と避難所運営マニュアル等を作成し定めるものとする。

VI - 1 3 原子力災害時における避難計画について

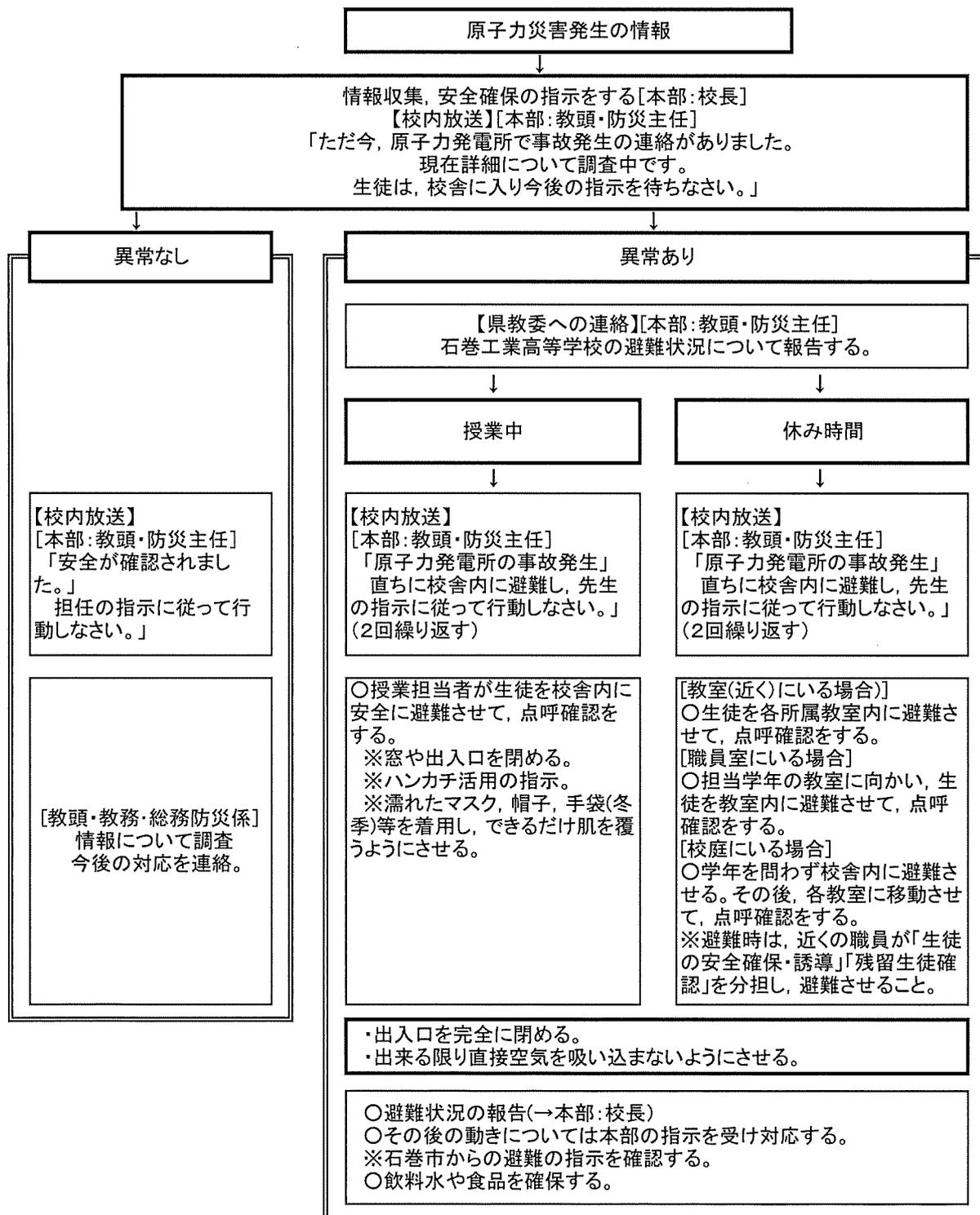
【平成28年 12月20日 職員会議承認】

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね30km圏(UPZ)に拡大されるとともに、国の防災基本計画(原子力災害対策編)において、当該地域を含む地方公共団体はUPZ外への広域避難計画を策定することとされました。

このことを受け、県とUPZを含む関係市町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町)は、地域防災計画[原子力災害対策編]にて関係市町が避難計画を策定し、県は避難計画策定のための支援(広域調整等)を行うこととしている。

本校はこの30km圏(UPZ)に位置することから、石巻市の避難計画に基づいた避難を行うまで、原子力災害時における生徒の安全確保のために下記のように避難計画を策定し対応する。

【原子力災害時における避難計画】



第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故によるものを含むものとする。

1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態

過酷事故等において、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及びこれらに付随して放出されるエアロゾル(気体中に浮遊する微粒子)が挙げられる。これらは、ブルーム(気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団)となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなるものの、特に降雨がある場合には、地表に沈着し長期滞留する可能性が高いため、原子力発電所の状況を正確に把握し、放出された際の化学形態等を把握することが重要となる。

また、複合災害が発生により原子炉施設が損傷した場合などには、原子力発電所から液中に含まれた放射性物質が容易に海水中に流出し、生態系に影響する可能性があるため、原子力事業者はこれを阻止するための対策をとる必要がある。

2 過酷事故等により想定される原子力災害の形態

原子力発電所において過酷事故等が発生した場合は、原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばくなどの原子力災害が発生するため、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。

(1) 放射性物質及び放射線による被ばく

ア 外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子炉施設から放出される放射性ブルーム及び地表に沈着等した放射性物質からのガンマ線によって生じる。

イ 内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込まれた放射性物質から体内組織(甲状腺、肺、骨、胃腸等)が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

(2) 被ばくの低減化措置

ア 放射性ブルーム及び地表に沈着等した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度及び放射性ブルームによる影響の継続時間に比例するため、気密性や放射線の遮へい効果の高い場所への回避及び卓越した風向等を考慮し、放出原の風下軸から遠ざかることが有効である。

イ 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、すみやかに飲食物中の放射性物質の濃度を測定し、摂取制限等の対策を講じることが重要となる。

3 緊急事態における判断基準

緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。

- (1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル(EAL: Emergency Action Level)
 - 初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。

緊急事態区分のどの段階に該当するかは判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは表1-4-1のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づき通報・報告等を関係機関に行う。

表1-4-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係

緊急事態区分	概 要	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	警戒事態に対応
施設敷地緊急 事態(Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	特定事態に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階	原子力緊急事態に 対応 (原災法第15条)

(2) 運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)

環境への放射性物質の放出後において、主に確率的影響のリスクを低減するため
の防護措置に係る判断基準として、放射線線量率や探査試料中の放射性物質の濃度
等の環境において計測可能な値で表1-4-3のとおり設定された運用上の介入
レベルに基づき防護措置を行うものとする。

〈参考資料〉石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕平成26年3月抜粋②P10,11

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

防災関係機関が防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等を行う原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている以下の目安を踏まえ、施設の特徴、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めることとされている。

この考え方を踏まえ、本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
<p>1. 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)</p> <p>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述の緊急事態区分に応じた、即時避難を実施するなど放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5 kmが目安となる。</p>
<p>前網、寄磯、鮫浦、大谷川、谷川、泊、小積浜、萩浜</p>
<p>2. 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)</p> <p>確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね30 kmが目安となる。</p>
市全域

また、宮城県において原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村は、本市、女川町（「所在市町」という。）、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町（「関係周辺市町」という。）であり、県及び関係市町は連携して原子力災害に対応するものとする。

- ※ 女川原子力発電所施設の状態 (資料1-5-1)
- ※ 女川原子力発電所プラント系統図 (資料1-5-2)
- ※ 女川原子力発電所周辺地域図 (資料1-5-3)

第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分

等に応じた防護措置

(1) 原子力施設等の状況に応じた防護措置
 本章第5節で規定するP A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による確定的影響を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、第4節第3項第1号で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模や時間的な推移に応じて、国の指示又は独自の判断によりP A Zの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施するものとする。

また、全面緊急事態に至り、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、本章第5節で規定するU P Zにおいて、予防的な防護措置（屋内退避）を原則として実施するものとする。

(2) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置
 放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zにおいて緊急時の環境放射線モニタリング（「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、第4節第3項第2号で規定するOIL（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

主な実施担当	<input type="checkbox"/> 災害対策本部 <input type="checkbox"/> （総）本部連絡班 <input type="checkbox"/> （各）総務班 <input type="checkbox"/> 東北電力 <input type="checkbox"/> 宮城県 <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会 <input type="checkbox"/> 宮城海上保安部 <input type="checkbox"/> 東日本電信電話(株)宮城事業部・石巻営業支店 <input type="checkbox"/> 石巻地区広域水道企業団 <input type="checkbox"/> 石巻地区広域行政事務組合 <input type="checkbox"/> 石巻地区広域行政事務組合消防本部 <input type="checkbox"/> 仙台管区気象台 <input type="checkbox"/> その他防災関係機関
--------	--

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、原子力事業者及び防災関係機関は相互に通報連絡を行うものとする。

1 警戒事態が発生した場合

(1) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に協力するよう、要請することとされている。

(2) 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

※ 参考	宮城県原子力災害対策編(第3章第2節1)の抜粋
1 警戒事態 (Alert) 等に係る通報連絡	
(2) 県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト/時以上の放射線量を検出した場合	
果は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト/時以上の放射線量を検出した場合は、直ちに原子力発電所に原子力発電所の状況を確認するものとする。	

2 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

(1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに市に対し、原子力規制委員会、県等と同時に、特定事象発生通報様式（資料3-2-2）により、文書をファクシミリ等で送信するものとする。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。（図3-2-1で示す連絡系統図）

なお、市は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む地方公共団体に對しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に對しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に對しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

(3) 市は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに県に通報連絡を行い当面とるべき措置について助言を求めるとする。

また、この際、防護措置を的確に行うため、原子力施設周辺の地理的状況等を確実に伝えるものとする。

(4) 市は、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項について、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう促すことなどに留意した上で、石巻警察署、河北警察署、宮城海上保安部に通報連絡するとともに石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻地方広域水道企業団、石巻市消防団等に通報連絡を行い、非常配備体制の確立を期するものとする。

- ※ 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）の基準
（資料3-2-3）
- ※ 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準
（資料3-2-4）
- ※ 通信連絡先一覧
（資料3-2-5）

〈参考資料〉石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕平成26年3月 抜粋④P80、81

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

主な実施担当	<input type="checkbox"/> (総)本部連絡班 <input type="checkbox"/> (総)広報広聴班
防災関係機関等	<input type="checkbox"/> 石巻地区広域行政事務組合消防本部・各消防署 <input type="checkbox"/> 石巻警察署 <input type="checkbox"/> 河北警察署 <input type="checkbox"/> 石巻地方広域水道企業団 <input type="checkbox"/> その他防災関係機関

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、市は適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 迅速・的確な情報提供、広報

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 情報の一元化、例文の使用

市は、住民等への情報提供にあたっては国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、例文を活用し、わかりやすい表現を用いる。
なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-5-1で示す系統図により行うものとする。

※ 住民広報例文 (資料3-5-1)

(3) 情報提供の定期性等

市は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(4) 適切な情報の提供

市は、第4節(活動体制の確立)に定める役割に応じて住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果、また、気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果(SPEEDIネットワークシステム)等の参考情報)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所・避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。

この際、市が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 事故の概要
- イ 原子力災害に係る対応状況
 - ・原子力発電所における対応状況
 - ・国、県、防災関係機関の対応状況
- ウ 災害の状況及び今後の予測
- エ 市及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
- オ 住民等のとるべき行動及び注意事項
- カ 緊急時モニタリングの結果及び国による大気中拡散計算結果
- キ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- ク 交通規制、避難経路及び避難所・避難場所等
- ケ その他必要と認める事項

(5) 原子力災害合同対策協議会における確認

市は、原子力災害合同対策協議会を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、県、関係市町、原子力事業者等と相互に連絡を取りあうものとする。

(6) 様々な情報伝達手段の活用

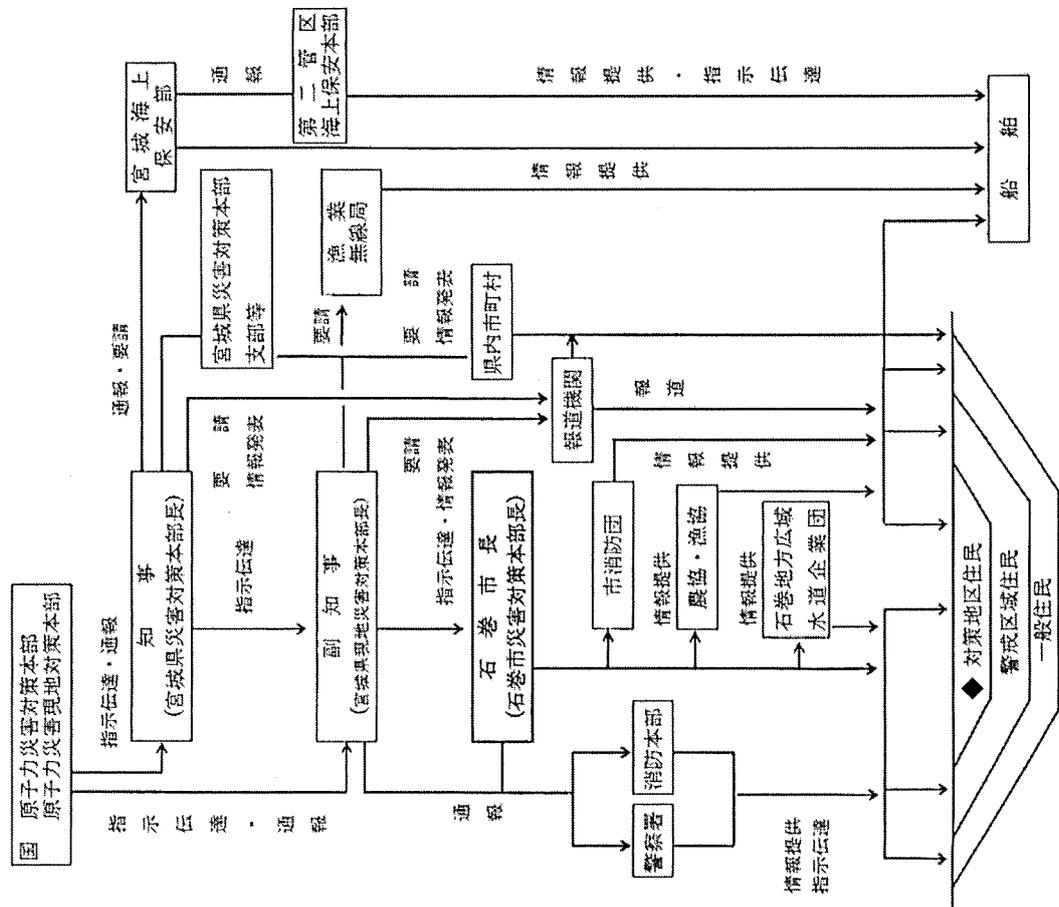
市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、市報、広報車、掲示板、立看板等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する場合に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所・避難場所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(7) 市が指定した避難所以外に避難した場合の連絡

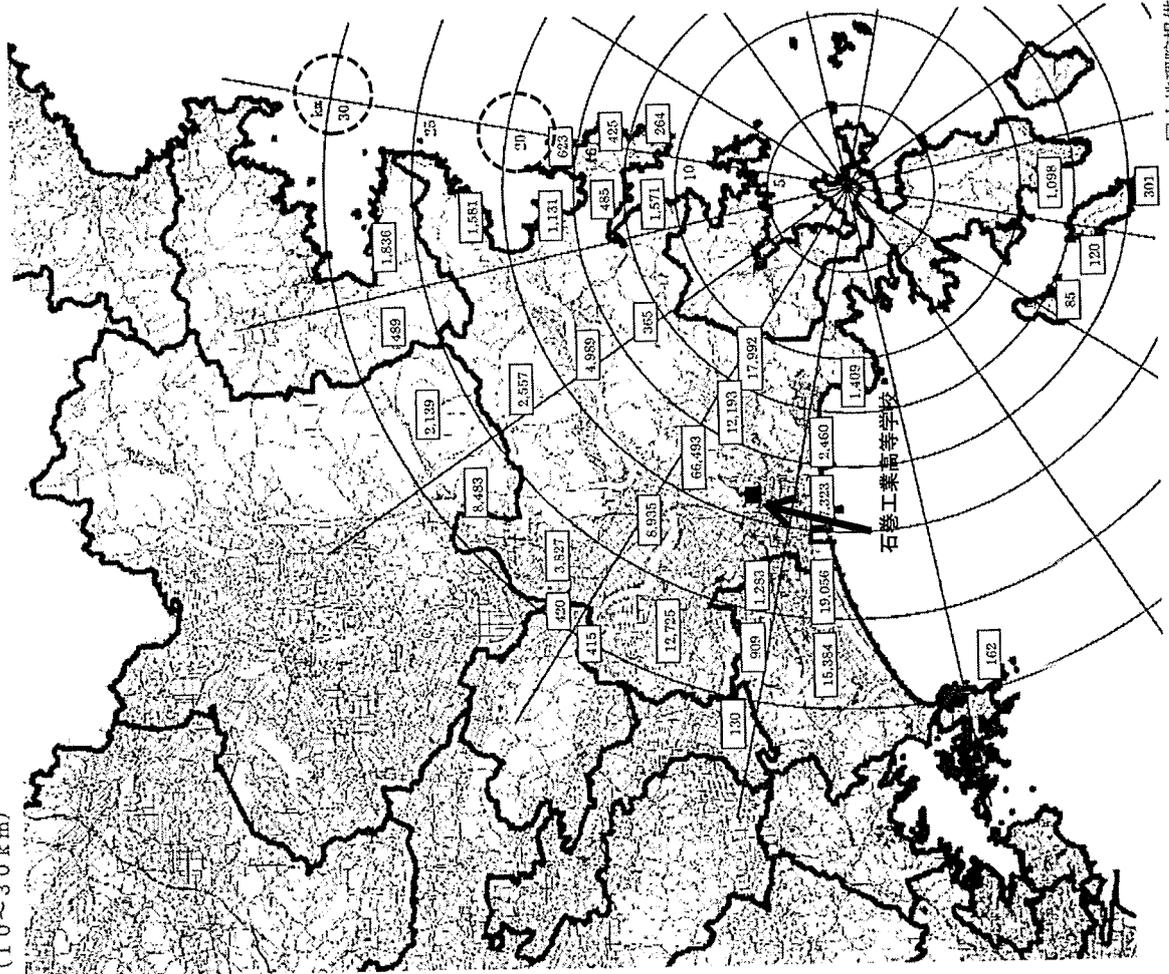
市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難した場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

図3-5-1 住民に対する広報及び指示伝達系統図



(10～30km)

東京電力女川原子力発電所から概ね30km圏域と石巻工業高等学校の位置図



国土地理院提供

VI - 1 4 石巻市地域防災計画資料編（原子力災害対策編目次抜粋）

第1章 総 則

【原子力発電所に関する資料】

資料1-2-3 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画	8
資料1-4-1 女川原子力発電所施設の状況	27
資料1-4-2 女川原子力発電所プラント系統図	29
資料1-4-3 女川原子力発電所周辺地域図	30

【応援協力体制等に関する資料】

資料1-7-1 広域的な応援協力体制	31
--------------------	----

第2章 災害予防対策

【人口等に関する資料】

資料2-3-1 女川原子力発電所周辺の人口分布図	36
資料2-3-2 女川原子力発電所周辺の方位別、距離別集落表	37
資料2-3-3 女川原子力発電所周辺の人口構成とその分布状況	38
資料2-3-4 女川原子力発電所周辺の災害時要援護者の概要	40
資料2-3-5 女川原子力発電所周辺の観光客の季節的状況	41
資料2-3-6 女川原子力発電所周辺の宿泊施設状況	43

【道路及び陸上輸送に関する資料】

資料2-3-7 女川原子力発電所周辺の道路図	45
資料2-3-8 女川原子力発電所周辺の道路状況	47
資料2-3-9 市所有車両、防災関係機関の輸送車両	50
資料2-3-10 緊急輸送車両状況	52

【港湾及び海上輸送に関する資料】

資料2-3-11 港湾分布図	58
資料2-3-12 港湾等整備状況	69
資料2-3-13 船舶保有状況	61
資料2-3-14 防災関係機関保有船舶の状況	63

【ヘリポート及び航空輸送に関する資料】

資料2-3-15 ヘリポート適地分布図	64
資料2-3-16 ヘリポート適地状況	65
資料2-3-17 自衛隊ヘリコプター所要時間等調べ	66

【退避・避難に関する資料】

資料2-3-18 退避・避難措置計画	67
--------------------	----

【周辺地域の特定施設に関する資料】

資料 2-3-20 特定施設の状況	88
【緊急時被ばく医療施設に関する資料】	
資料 2-3-21 医療機関等一覧	89
資料 2-3-22 石巻地区市町別医療機関の状況	90
【物資等の調達に関する資料】	
資料 2-3-24 生活関連物資，食品等の調達先一覧	92
【気象・海象に関する資料】	
資料 2-3-26 気象観測結果	94
資料 2-3-27 風配図	98
資料 2-3-28 海流図	102
【平常時環境放射線モニタリングに関する資料】	
資料 2-3-29 モニタリングステーション，モニタリングポイント及び 放水口モニター設置地点並びに移動観測車測定地点	120
資料 2-3-32 環境放射能測定値	123
【飲料水に関する資料】	
資料 2-3-33 水道水源位置図	132
資料 2-3-34 給水状況	133
【農林水産物に関する資料】	
資料 2-3-35 農産物の収穫及び出荷状況	134
資料 2-3-36 野菜に関する調査	134
資料 2-3-37 畜産物の飼育及び出荷状況	135
資料 2-3-38 牛乳に関する調査	135
資料 2-3-39 沿岸漁業の漁獲量	136
資料 2-3-40 養殖漁業の漁獲量	138
資料 2-3-41 水産物の出荷ルート	139
【通信連絡設備等に関する資料】	
資料 2-3-42 通信連絡設備の整備状況	140
資料 2-3-46 東北電力(株)通信施設及び系統図	146

第 3 章 災害応急対策

資料 3-2-5 通信連絡先一覧	177
資料 3-7-1 防護対策区画図	190
資料 3-7-2 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による 被ばくの低減係数	191
資料 3-7-3 市職員，消防職員，消防団員数等	192
資料 3-11-1 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故時の 連絡系統図	193

第 4 章 災害復旧対策

資料 4-4-1 被災地住民登録様式	199
--------------------	-----

VI-15 学校再開に向けた対応

(1) 教育再開への取り組み

<p>【生徒等，教職員の被害状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒の安否と所在場所の確認 ○教職員の安否確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員は，できるだけ速やかに電話，家庭訪問，避難所先を訪問し，生徒の被害状況を確認する。 ○生徒の避難先，連絡方法，健康状態等を「避難確認カード【別紙1】」に記入する。 ○教職員の安否，被害状況を確認する。
<p>【家庭・保護者の被害状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の安否と所在場所の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域，PTAと連携を図りながら，家庭・保護者の安否確認，所在場所，学校区内の被災状況を確認する。
<p>【学校施設・設備等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物の構造部材，副構造部材の点検と補修 ○ライフライン（水道，電気，ガス等）の復旧状況 ○危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検 ○校舎内外の清掃・消毒 ○災害の程度によって仮設校舎の建設要請 ○移転先での学校再開の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の程度によって，校舎や施設設備等の使用再開について，専門家（応急危険度判定士等）の点検を受けて決定する。 ○ライフラインの状況を点検し，関係機関に協力を依頼する。 ○理科室や各科実習室等の危険薬品，灯油保管場所等を確認する。 ○校舎内へ浸水があった場合は，清掃，消毒を実施する。
<p>【通学方法の確認と通学路の安全点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所の点検と補修箇所の報告 ○公共交通機関の運行状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の安全を確認し，危険箇所について関係機関へ連絡する。 ○公共交通機関の再開の目途を確認する。（JR 仙石線・仙石東北ライン，石巻線，気仙沼線等）
<p>【教育環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業形態の工夫と教職員の配置 ○教科書，学校用品の損失状況の確認と発注 ○支援物資の取りまとめ（教育員会との連携） ○文部科学省ポータルサイトの活用（支援物資） ○心のケア（スクールカウンセラーとの連携） ○マスコミ，外部ボランティア団体等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○当面の授業形態（午前授業，短縮授業等）と学習プログラムを検討する。 ○教科書，学用品の滅失棄損状況を確認し，不足教科書等の確保に努める。 ○スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。 ○マスコミ対応，ボランティア団体の受入れの対応は，校長及び教頭が行う。
<p>【避難所との共存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営組織と協議 ○立入制限区域の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため，立入制限区域を明示することや，お互いの生活のルールを確認する。

避難確認カード〔学校用〕

【別紙1】
宮城県石巻工業高等学校

■災害時、生徒の避難している場所について、電話、家庭訪問、避難所先の訪問等で確認する。
なお、生徒は安全の確保ができた場合、学校に連絡することとする。

科	年	組	番	ふりがな 生徒氏名	
担当教職員					
避難確認日時 ※避難場所の□にチェック		年	月	日()	時 分
<input type="checkbox"/> 学校内		校庭 体育館 教室 その他()			
<input type="checkbox"/> 自宅 (家族と一緒に)		〒			
<input type="checkbox"/> 登下校途中		場所①			
<input type="checkbox"/> 緊急避難所など		場所②			
緊急連絡先		自宅TEL: 携帯TEL:		自宅以外の連絡先(名称,TEL)	
特記事項					

VI - 16 弾道ミサイル発射に係る Jアラート等作動時の行動について

宮城県石巻工業高等学校

「弾道ミサイル発射に係る J アラート等作動時の行動」について、宮城県教育委員会からの通知(平成 29 年 9 月 25 日付)に基づき、別紙 1 のように行動する。詳細は別紙参照。

また、「始業前における臨時休業の判断基準」については、別紙 2 の通りに対応する。

別紙 1

平成29年9月25日
 高 校 教 育 課
 特 別 支 援 教 育 室
 ス ポ ー ツ 健 康 課

弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の行動

時間帯		在校中	登下校中	在宅・外出中
判断者		校長が判断	児童生徒等が判断	保護者等が判断
発 射	他地域の方向に発射 (Jアラートは作動しない)	通常通り(情報収集は行う)		
	本県の方向に発射	避難行動 ①		
落 下	日本の領海外に落下	通常生活に戻る		
	日本の領土・領海に落下	避難行動 ②		

避難行動 ①	落下物や爆発に備えた行動例
屋外にいる場合	・近くの建物の中や地下などに避難する。 ・近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
自動車にいる場合	・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。 ・周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがいない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

※ 在校中に「避難行動①」をとり、Jアラート等の発信情報により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を校長が行う。

避難行動 ②		放射線等から身を守る行動例
情報収集等		・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。
近くに着弾	屋外	・口と鼻をハンカチで覆いながら現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
	屋内	・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※ 在校中に「避難行動②」をとる事態となった場合、避難行動の解除は県教育委員会が行う。

始業前における臨時休業の判断基準

平成 29 年 9 月 25 日
高 校 教 育 課
特 別 支 援 教 育 室
ス ポ ー ツ 健 康 課

1 基本的な考え方

臨時休業の取扱いは、基本的には校長の判断によることとされているが、日本の領土・領海内に弾道ミサイルが落下する事態は、極めて異例の状況と考えられることから、臨時休業とするか否かは、校長と県教育委員会の間においてあらかじめ定めておく必要がある。

2 ミサイルの落下地点別の判断基準

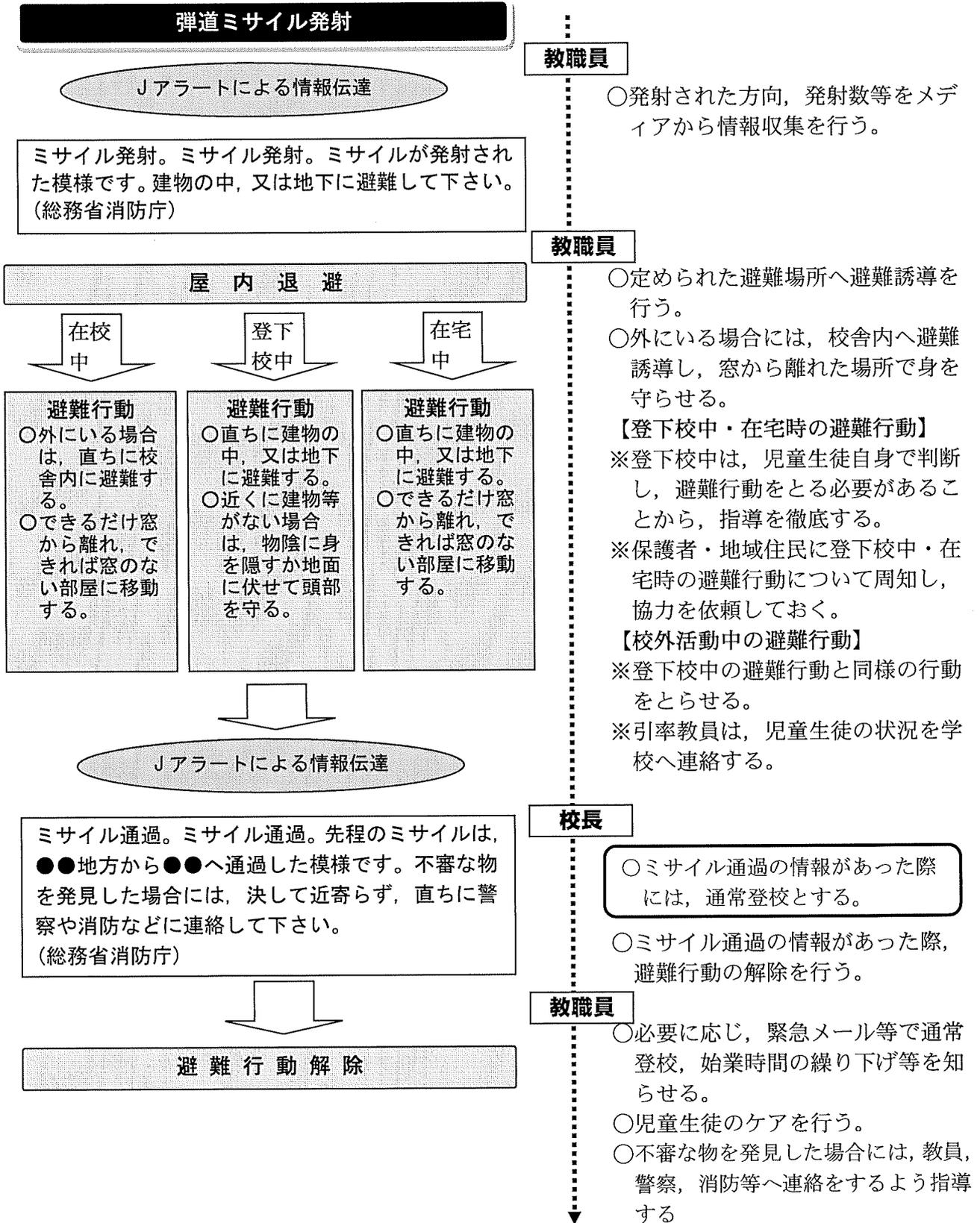
- 日本の上空を通過 ⇒ 通常登校
- 日本の領土・領海に落下 ⇒ 臨時休業

3 判断 → 通知 → 解除の流れ

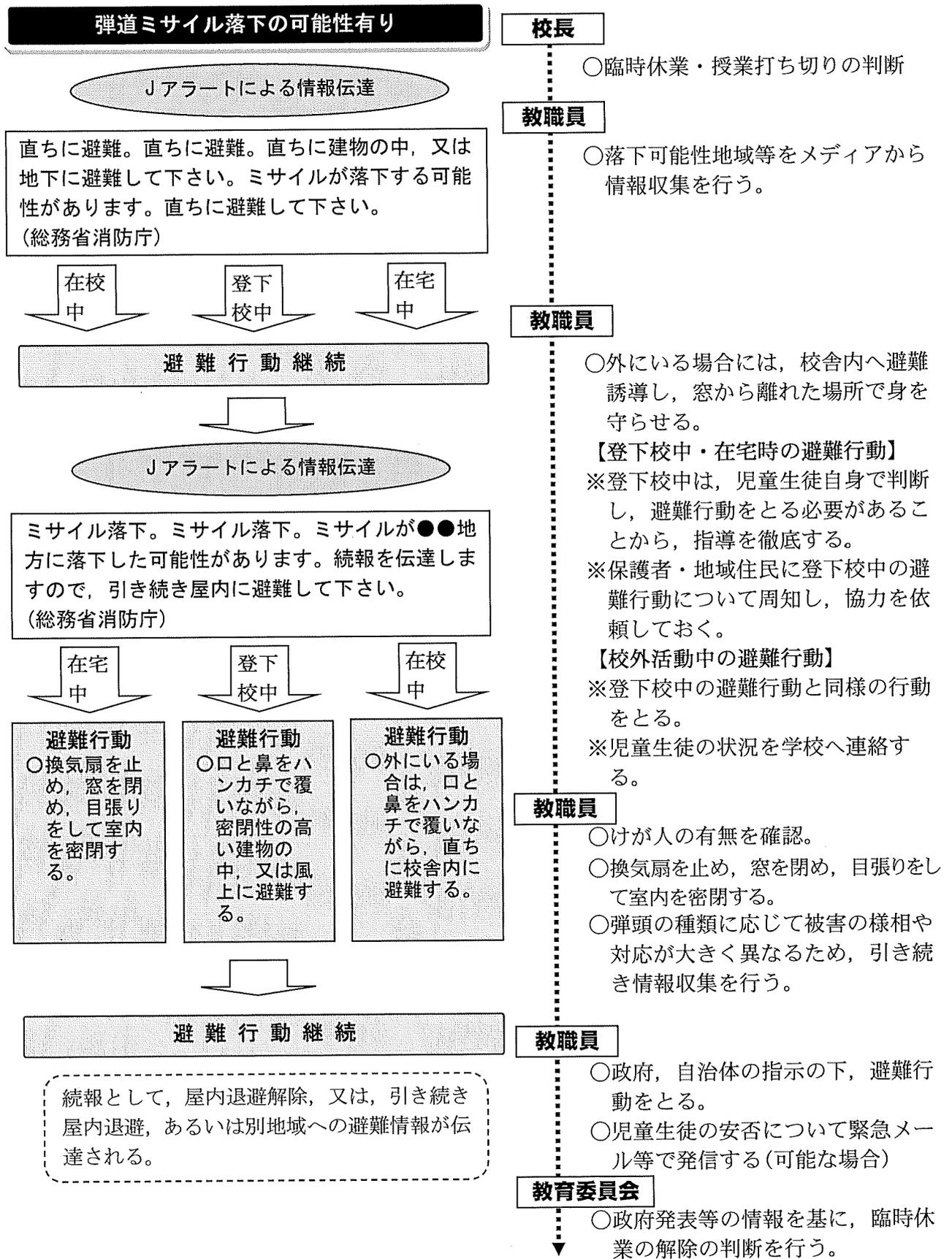
- ① ミサイルが落下した場合は、落下地点別の判断基準に基づき、校長が「通常登校」か「臨時休業」かを判断する。
- ② 次のミサイルのことは考えず、その都度判断する。
- ③ ミサイルが日本の領海外に落下した場合は、県教委から各学校への連絡は特に行わない。
- ④ ミサイルが日本の領土・領海に落下し、「臨時休業」となった場合は、県教委から各学校に確認のための連絡をする。また、マスコミへの連絡は県教委が行う。
- ⑤ 「臨時休業」の解除の判断は、政府発表等の情報をもとに県教委が行い、各学校への通知及びマスコミへの連絡を行う。

弾道ミサイル発射等に係る対応

(1) 弾道ミサイル発射時の対応 (日本に飛来する可能性のある場合)



(2) 弾道ミサイル落下時の対応 (日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)



生徒諸君ならびに保護者の皆様へ

宮城県石巻工業高等学校
校長 今野好彦

弾道ミサイルに関する対応について

本校では、これまでも防災訓練をはじめとし、機会のあるたびに生徒へ弾道ミサイルのみならず津波警報発令時の対応などを指導し注意喚起に努めてきたところです。

昨年度、宮城県教育委員会より“弾道ミサイル発射に係るJアラート等を通じた緊急情報発信時の対応について”が通知されました。

つきましては、対応の要点は以下のとおりですのでご確認をお願い致します。

◎弾道ミサイル発射に係るJアラート作動時の行動（詳細は別紙1参照）

1) 始業前における対応

【学校の対応】

- ①可能な情報収集にあたります。
- ②政府の情報から安全を確認後、学校長の判断で自宅待機を解除し、PTAメール配信にてお知らせします。

【生徒の行動】

- ①自宅にいる場合 → 自宅で待機する。
- ②登校途中の場合 → 生徒は近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難し、安全の体制を確保する。
- ③自宅待機解除等のPTAメール配信を受けてから、安全に留意しつつ登校する。

2) 始業前における臨時休業の判断について

【判断基準】

- 日本の領海外に落下 → 通常登校
- 日本の領土・領海に落下 → 臨時休業

「臨時休業」解除の判断は、政府発表等の情報をもとに宮城県教育委員会が各学校へ通知することになっています。台風等で臨時休業の場合は、PTAメール配信でお知らせしますが、今後は本校からの連絡の有無にかかわらず、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合は臨時休業となります。

今後、様々な学校での活動を想定し、どのような具体的な避難行動をとるべきか、宮城県教育委員会と連携し、検討を重ねながら生徒へ指導してまいります。

各ご家庭におかれましても、裏面の資料や内閣官房から出ている「国民保護ポータルサイト」等を参考にされ、在宅時や外出時にどのような避難行動が安全確保のために必要か話し合う機会をつくっていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

担当
宮城県石巻工業高等学校
教 頭 ・ 防災主任
電話 0225-22-6338
FAX 0225-22-6339

弾道ミサイル落下時の行動に関するQ & A

9.25 (改訂)

スポーツ健康課

Q1 特別支援学校では、スクールバスでの登下校が多い。乗車中にJアラート等から緊急情報が発信された場合には、行動例にあるように必ず「バスを止めて、建物の中や地下等に避難しなければならない」のか。

スクールバスの避難行動については、既に一部業者が学校に連絡したケースもありますが、今後早急に県教委とバス会社による確認を行うこととします。

児童生徒の実情によっては、急な避難行動により強い不安を感じたり、ケガをしたりすることも考えられますので、必ずしもバスから降りず、車内で待機する対応があることについて、事前に保護者と確認しておくことが必要です。

Q2 修学旅行や校外体験学習時等にJアラート等から緊急情報が発信された場合の避難行動について、どうすればよいのか。

どこにいても、落ち着いて、すばやく避難行動し、正確かつ迅速な情報収集が必要となります。児童生徒には、緊急時の対応の1つとして屋外にいる場合、屋内にいる場合などに分けて事前に指導しておくことが大事です。

Q3 文部科学省事務連絡（H29.9.8付け）の別紙にミサイルが着弾した場合の行動例として、屋内にいる場合は換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するとあるが、必ずこの行動をとらなければならないのか。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なります。まず窓は閉めますが、目張りについては行政からの指示や情報を確認してから行います。

Q4 学校の始業時間の繰り下げについては、校長が判断して対応してよいのか。

公共交通機関の運休状況等の情報をもとに校長が判断することになります。

Q5 臨時休業、始業時間の繰り下げ等の報告については、どこにするのか。

自然災害等による報告と同様、高等学校（県立中学校を含む）は高校教育課、特別支援学校は特別支援教育室に報告してください。

Q 6 日本国内でも、離島など本県から離れた地域にミサイルが落下した場合でも、臨時休業とするのか。

本県から遠く離れた場所にミサイルが落下した場合は、本県にはミサイルによる直接的な被害は生じないものと想定しています。

しかし、日本の領土・領海内にミサイルが打ち込まれる事態となった場合は、日本国全体の問題として非常事態となっていることも想定されることから、臨時休業とすることとしています。

Q 7 日本の領土・領海にミサイルの部品が落下した場合でも、臨時休業とするのか。

Jアラートから、「ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。情報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい」と速報された場合、校長は、機械的に臨時休業の判断をします。

ただし、弾頭の種類等により避難の方法等は大きく異なってくるものと思われま

Q 8 土曜日に日本の領土内にミサイルが落下した場合には、月曜日の臨時休業を即時に判断し、生徒に連絡するのか。

ミサイル落下の報道等により即時に臨時休業の判断をします。

ただし、月曜日の朝までの間に政府から「安全である」との発表がなされ、県教委から各学校に臨時休業解除の連絡がなされる可能性もあることから、生徒への連絡は次のようになるものと想定しています。

「日本国内にミサイルが落下しました。緊急事態と考えられますので、政府発表等に注意し、安全な行動を継続してください。

予め定めていたとおり、月曜日は臨時休業の予定となりますが、今後、政府から安全との広報があった場合は通常登校となる可能性もあります。その場合は、月曜日の●時（学校によって時刻が異なる可能性がある）までに連絡します。」